

酒田市立中学校の生徒の自殺事案に関する再調査報告書
【公表版】

令和7年3月7日

酒田市いじめ重大事態再調査委員会

目次

第1	はじめに	5
第2	本再調査の体制及び調査経過等	7
1	本委員会の組織構成等	7
2	酒田市長からの諮問事項	7
3	本委員会発足から本報告書完成に至るまでの委員会会議、調査等の経過	7
第3	本委員会が認定した事実	11
1	はじめに	11
2	本件生徒の家族関係、性格、小学校時代の状況等	12
3	本件中学校について	13
4	本件生徒が中学に入学してから自殺に至るまでの経緯（学校側の対応を含む）	16
(1)	本件生徒の部活等	16
(2)	女子トイレの使用のあり方について生じていた問題等	17
(3)	バレーボール部の3年生引退	17
(4)	Q-Uの内容と対応	17
(5)	7月3日の教育相談における本件生徒の発言と学校側の対応	19
(6)	「自殺予定日」読書感想文の提出と学校側の対応	20
(7)	小学校担任宛に書いたものの発信されなかった手紙	20
(8)	1学期末の成績評定等	21
(9)	同じクラスの女子生徒へのいじめと本件生徒の人間関係の変化	21
(10)	9月頃のバレーボール部の活動	22
(11)	9月頃の本件生徒の様子・言動	23
(12)	合唱祭の練習	23
(13)	10月のバレーボール部の活動	24
(14)	本件生徒の頭髪に関するあだ名	25
(15)	10月頃の本件生徒の様子・言動	25
(16)	11月10日Q-Uの実施	26
(17)	11月の教育相談における本件生徒からの訴え	28
(18)	後期学級委員への立候補と学級委員としての活動	30
(19)	11月頃の本件生徒の様子・言動	31
(20)	12月における学級委員としての活動	31
(21)	12月頃のバレーボール部の活動	31
(22)	12月頃の本件生徒の様子・言動	31
(23)	2学期末の成績評定等	32
(24)	1月前半の本件生徒の様子・言動等	32

(25)	体育「創作ダンス」の授業	32
(26)	1月の教育相談の実施	34
(27)	1月後半の本件生徒の様子・言動	34
(28)	1月頃のパレーボール部の活動	35
(29)	2月における本件生徒の様子・言動	36
(30)	学級委員として席替えについての討議	36
(31)	2月12日の自殺に至るまでの経緯	37
(32)	本件生徒による表現	37
第4	本事案の検証・評価	38
1	本事案における「いじめ」	38
(1)	いじめの認定・評価について	38
(2)	具体的な考察対象	39
ア	9月頃、本件生徒が同じクラスの女子生徒に陰口の件を伝えて以降の複数の女子生徒の言動	39
イ	合唱祭の練習中の複数の女子生徒の言動	40
ウ	本件生徒のげた箱に「死ね、キモイ」と書かれた紙を入れる行為	41
エ	LINE上で「ブロッコリー頭」と書き込む行為	41
オ	男子生徒による「ブロッコリー頭」との発言	42
カ	創作ダンスにおける非協力	42
キ	席替えに関する討議の際の言動	43
2	本件生徒の自殺に至る過程・心理の検証及びいじめと自殺との因果関係について	43
(1)	本件生徒における死に関連する表現の推移	43
(2)	中学入学時点での本件生徒の心理状況	44
(3)	中学入学後の周囲との関わりと、本件生徒の心理状況への影響	45
(4)	精神医学的診断について	48
(5)	本件生徒の自殺に至る心理の経過	49
(6)	本件生徒に対するいじめと本件生徒の自殺との因果関係	49
3	学校・教員の対応について	50
(1)	はじめに	50
(2)	本件中学校・教員の対応について	52
ア	1学期末までの間に表明された本件生徒のSOSへの対応について	52
イ	2学期教育相談での対応について	54
ウ	11月10日に実施されたQ-U結果の共有、対応の状況	57
第5	同種事案の再発防止への提言	59
1	自殺予防の視点から	59
(1)	はじめに	59

(2) 子どもからのＳＯＳ情報の収集・分析について	59
(3) 子どもからのＳＯＳに気付ける力を養う研修の実施	61
(4) 自殺予防のための組織的対応	61
2 いじめ対応の視点から	63
(1) いじめ対策の常設の組織を設置する必要性	63
(2) いじめ防止対策組織（いじめ防止対策委員会）の定例開催の必要性	64
(3) いじめ防止対策組織（常設組織）の構成員について	64
(4) いじめ防止対策組織の周知について	65
第6 おわりに	66

第1 はじめに

令和3年2月12日、酒田市立の中学校（以下「本件中学校」という。）に在籍していた女子生徒（以下「本件生徒」という。）が学校校舎の4階から飛び降りて自殺した事案について、本件中学校が主体となって、同日から同年3月9日までの間、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づく背景調査（基本調査）を実施した。その後、遺族の意向を踏まえ、酒田市教育委員会（以下「市教委」という。）が「酒田市いじめ問題対応委員会」（以下、「前調査委員会」という。）を設置し、前調査委員会は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）28条1項1号に定める重大事態（いじめによる自殺の疑いのある事案）として、同年9月30日から令和4年3月末日までの間、重大事態調査を実施し、同日付で、市教委の諮問事項に対する答申として、「酒田市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査報告書」を提出した。

前調査委員会から調査報告を受けた遺族が、その調査結果に納得できないとして再調査を求めたことを受けて、酒田市長は、法30条2項に基づいて再調査を実施することを決定し、市長部局のもとに、県外に活動拠点を有する外部の専門家で構成される「酒田市いじめ重大事態再調査委員会」（以下「本委員会」という。）を設置した。

本委員会は、同年10月14日、酒田市長から、後記第2・2記載の諮問事項について諮問を受けた後、本件中学校が行った背景調査及び前調査委員会の重大事態調査で取得され、または作成された資料を踏まえつつ、後記第2・3記載の調査経過のとおり、聴き取り調査等を実施し、慎重かつ丁寧な討議を経て、本報告書を完成するに至ったものである。

いうまでもないことだが、自殺事案においては、自ら命を絶たなければならなかった被害者本人から、その悩み、苦しみ、内実を聴くことができないことから、自殺に至るまでの心理経過を丁寧に検証するといっても、調査の過程で取得した情報に基づいて、被害者本人の心理を推察することしかできない。また、取得した情報は、本件生徒をめぐる事実関係のごく一部にすぎず、さらに、取得した情報の中には、他者の主観的評価を介在したものも含まれているので、推察を行う前提情報として必要かつ十分なものであるとは到底いえない。本委員会は、そのような前提を自覚しながらも、中学1年で自ら命を絶つという選択をせざるを得なかった本件生徒の悩み、苦しみを受け止め、同様の痛ましい事案が今後発生することを防止するために、与えられた情報に基づいて真剣な討議を重ね、事実認定と事案の評価、そして、再発防止策の提言を行った。

なお、本書面は報告書の公表版であり、報告書に記載された個人情報や個人の権利利益を侵害するおそれのある情報等について、本委員会において、適宜、削除、加筆等の必要な修正を行ったものである。本件生徒自身が書いた日記等の内容を要約して

記述する等機微な情報を提供しているものもあるが、本事案は地域社会の耳目を集め、本件生徒については、すでに報道等を通じてそれなりの情報が公表されていること、本事案を踏まえて同種事案の再発防止に取り組むためには、その内容によっては正確な情報提供が必要であると考えられたことから、遺族の同意を得た上で、そのような取扱いを行うこととしたものである。関係各位には、そのような観点からの記述であることにご留意のうえ、情報の取扱について格段の配慮を求めたい。

第2 本再調査の体制及び調査経過等

1 本委員会の組織構成等

本委員会の委員は、以下の5名である。

氏 名	役 職 等
栗山 博史	弁護士（神奈川県弁護士会）
佐藤みのり	弁護士（神奈川県弁護士会）
高橋 昇	公認心理師（岩手県臨床心理士会）
中田 雅章	社会福祉士（日本社会福祉士会）
野邑 健二	精神科医（日本児童青年精神医学会）

いずれも、酒田市の依頼に基づいてなされた職能団体等からの委員候補者の推薦に基づき、委員の選任がなされている。いずれも県外に活動拠点を有する。本事案について各委員は、一切の利害関係がなく、第三者性を有している。

本委員会の事務局は、酒田市総務部総務課の職員が担っており、事務局職員が保有する情報については、酒田市の他部署との間で情報遮断措置が講じられている。

2 酒田市長からの諮問事項

酒田市長から本委員会に対してなされた諮問事項は以下のとおりである。

- ① 本件事案に係るいじめ等に関する事実の確認及び認定
- ② 本件事案といじめ等の因果関係の検証
- ③ ①及び②の内容を踏まえた再発防止に向けての提言
- ④ 必要があるときは①から③までに掲げる事項以外の事項

3 本委員会発足から本報告書完成に至るまでの委員会会議、調査等の経過

本委員会発足から本報告書完成に至るまでの委員会会議、調査等の経過を時間の経過にしたがって整理すると以下の表のとおりである。

事実関係を確認するための主たる調査方法は、資料から得られる情報を踏まえた聴き取り調査であった。聴き取り調査は、本件中学校の元生徒のうち29名に依頼し、18名に応じていただいた。元生徒以外の関係者（教職員等）は、聴き取り調査を依頼した10名全員から協力を得て実施した。

なお、開催日欄に会議開催形式を付記した。対面会議は「※1」、オンライン会議

は「※2」、対面・オンライン併用会議は「※3」と記載した。

	開催日	内容等
1	令和4年10月14日（金）※1	再調査について
2	11月25日（金）※1	今後の再調査の進め方について
3	12月 9日（金）※1	遺族及び代理人との面談 今後の再調査の進め方について
4	令和5年 1月 4日（水）※1	関係者（教職員）への聴き取り調査に向けた準備について [聴き取り事項の検討]
5	1月27日（金）※1	関係者（教職員）3名への聴き取り調査
6	2月15日（水）※2	関係者（教職員）への聴き取り調査に向けた準備について [聴き取り事項の検討]
7	2月22日（水）※1	関係者（教職員）3名への聴き取り調査
8	3月 8日（水）※1	関係者（教職員）2名への聴き取り調査
9	4月 7日（金）※2	関係者（生徒）への聴き取り調査に向けた準備について [対象者の選定等]
10	4月21日（金）※2	関係者（生徒）への聴き取り調査に向けた準備について [聴き取り事項の検討]
11	5月3日（水）～4日（木）※1	関係者（生徒）9名への聴き取り調査
12	5月29日（月）※2	関係者（生徒）への聴き取り調査に向けた準備について [対象者の選定等]
13	6月23日（金）※2	関係者（生徒）への聴き取り調査に向けた準備について [聴き取り事項の検討等]
14	7月 2日（日）※1	関係者（生徒）5名への聴き取り調査
15	7月25日（火）※2	関係者（生徒）への聴き取り調査に向けた準備について [聴き取り事項の検討]
16	8月 9日（水）※2	関係者（生徒）への聴き取り調査に向けた準備について [聴き取り事項の検討等]
17	8月12日（土）※3	関係者（生徒）3名への聴き取り調査
18	8月19日（土）※3	関係者（生徒）1名への聴き取り調査 これまでの調査を踏まえた事案の評価及び今後の調査方針について

19	8月30日（水）※2	今後の調査の進め方等について
20	9月28日（木）※2	関係者（遺族）への聴き取り調査に向けた準備について〔聴き取り事項の検討〕
21	10月10日（火）※1	関係者（遺族）への聴き取り調査
22	10月23日（月）※2	関係者（教職員等）への聴き取り調査に向けた準備について〔聴き取り事項の検討〕
23	10月29日（日）※3	関係者（教職員）1名への聴き取り調査 これまでの調査を踏まえた事実関係及び評価等について
24	11月 1日（水）※3	関係者（教職員等）2名への聴き取り調査
25	11月22日（水）※2	調査報告書の作成に向けた今後の進め方の検討等について
26	令和6年 1月11日（木）※2	調査報告書の作成に向けた各事案の事実認定の検討について
27	1月25日（木）※2	調査報告書の作成に向けた各事案の事実関係の評価に関する検討について
28	2月 8日（木）※2	関係者（遺族）への聴き取り調査に向けた準備について〔聴き取り事項の検討〕
29	2月28日（水）※1	関係者（遺族）への聴き取り調査
30	3月 7日（木）※2	遺族（父母）への聴き取り調査を踏まえての今後の進め方の検討等について
31	3月29日（金）※2	各事案の事実関係の評価及び調査報告書の全体構成に関する検討について
32	5月 7日（火）※2	調査報告書（案）の内容に関する検討について
33	6月 5日（水）※2	調査報告書（案）の内容に関する検討について
34	6月26日（水）※2	調査報告書（案）の内容に関する検討について
35	7月17日（水）※2	調査報告書（案）の内容に関する検討について
36	8月14日（水）※1	調査報告書（案）の内容に関する検討について
37	9月13日（金）※2	調査報告書（案）の内容に関する検討について

38	10月 1日（火）※2	調査報告書（案）の内容に関する最終確認について 遺族及び代理人との面談に向けた準備について
39	10月 3日（木）※3	遺族及び代理人との面談
40	11月27日（水）※2	遺族から提出された意見書の内容を踏まえての調査報告書（案）の内容に関する検討について
41	令和7年 1月 8日（水）※2	遺族からの意見を踏まえての調査報告書（最終案）及び公表版の内容に関する検討について 遺族との面談に向けた準備について
42	2月 5日（水）※2	遺族との面談

第3 本委員会が認定した事実

1 はじめに

- (1) 本事案については、本件生徒が自殺した令和3年2月12日以降、同年3月までの間に、本件中学校において、文科省「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づき、本件生徒の自殺の背景調査が実施され、その調査内容が記録化された。その後、本件中学校は、同年9月22日付で、全校生徒及び保護者を対象としてアンケート調査を実施し、アンケート用紙を回収した後、その内容を確認した教員が、アンケートに回答した生徒に対して面談のうえ補充的に質問することも実施され、その質問に対する回答がアンケート用紙に書き込まれて記録に残っている。

アンケートの発出時期とほぼ同時期の令和3年9月下旬に、前調査委員会が発足し、同月30日に第1回委員会を開催して以降、翌令和4年3月末日までの間に調査を実施し、その中で、令和3年11月から令和4年2月にかけて、生徒や教員からも集中的に聴き取り調査が行われた。聴き取り調査の実施時期は、本件生徒の死後約1年以内であり、聴き取り対象者の記憶が比較的新しいと考えられ、また、その聴き取り対象者の中には、本委員会が聴き取りを実施したくても実現しなかった者がいたこともあり、前調査委員会の調査結果は、事実認定にあたって重要な資料になり得ると考えられた。しかしながら、その聴き取り調査の記録は、対象者の全ての発言が逐語的に記録されたものではなかったため、その内容によっては、細かなニュアンスまでを把握できないものもあった。

本委員会が実施した調査のうち、聴き取り調査は、前調査委員会の調査が実施されてからさらに時日が経過した令和5年1月から同年11月にかけて実施されたものであるため、聴き取り対象者の記憶が減退したり、他者からの情報の影響を受けて記憶が汚染されている可能性もあった。したがって、本委員会が直接聴き取りを行うことができた利点もある反面、その供述内容を事実認定の基礎資料とするうえで、供述内容の信用性の有無・程度については慎重な検討を行わざるを得なかった。また、本事案の調査に限ったことではないが、本委員会において事案の全容を把握するために聴き取りを実施したいと考えた全ての対象者から聴き取りが実施できているわけではないため、真摯に事案の真相に迫ろうとしても、本来であれば把握できていてしかるべき情報を欠落させたまま事実認定や事案の評価を行うことにならざるを得ないことの不十分さは自覚せざるを得ない。

- (2) 以上を前提として、本委員会は、動かしがたい客観証拠に裏付けられた事実を基礎としつつ、供述証拠については、当該供述が獲得された時期、当該供述者の供述内容の一貫性、当該供述内容と客観的事実や他の供述との整合性、当該供述内容の具体性・迫真性、当該供述全体としての自然さ等を総合的に考慮して事実認定を

行った。

2 本件生徒の家族関係、性格、小学校時代の状況等

(1) 家族構成

本件生徒の家族は、父母ときょうだいの4人家族である。

(2) 乳幼児期の状況

本件生徒の幼少期は特段の病気に罹患することもなく、元気に発育し、乳幼児健診においても何らかの問題を指摘されることはなかった。

1歳7ヶ月から保育園に通うようになったが、行き渋り、忘れ物が多い、行動が落ち着かない、といった問題もなく、多くの友だちに恵まれ、元気で健康に生活できていた。

(3) 小学校時代の状況

ア 学校生活

本件生徒は、平成26年4月、酒田市立の小学校に入学し、その後6年間在籍した。

本件生徒は、特定の生徒と常に一緒に行動するようなタイプではなく、男女問わず、多くのクラスメートとコミュニケーションがとれるタイプの子どもであった。また、物事を白黒はっきりさせたいと思うタイプであり、自分の考え等をはっきりと述べ、その際に、言葉遣いが乱暴になることもあった。

本件生徒が自分の意見をはっきりと述べる姿勢については、周囲の子どもには「正義感が強い」などと評価されていた。

本件生徒が6年生のとき、担任教諭は、担任クラスの児童一人ひとりとの間で、児童が考えていること、思っていること等を児童が記載し、それに対して担任教諭が感想等を記載して応答するという、交換ノートやりとりを行った。

この交換ノートの中で、本件生徒は、担任教諭に対し、本件生徒自身の心情を素直に吐露している。

本件生徒は、2年生及び3年時にインフルエンザに罹患し、または忌引き等を理由として欠席したほか学校を欠席したことはなく、特に小学校4年生から6年生までは毎日出席した。

イ バレーボール（スポーツ少年団）

(ア) 本件生徒は、小学校3年時からバレーボールのスポーツ少年団（以下「スポ少」という。）に所属していた。

その後、学年が上がるごとに同学年の子が複数入団してきて、本件生徒とともに活動していた。

(イ) 本件生徒は、スポ少の活動は熱心に取り組み、バレーボールの技術は高かった。スポ少の指導者（監督）は、指導の方法については、対象となる子ども

の意欲、技術力等に応じて変えていたようであるが、本件生徒が高学年のときは、試合の勝負にこだわる方針を採っており、本件生徒に対しても、その技術力の向上を期待して、厳しい口調で指導することが多かった。

本件生徒は、監督からの厳しい指導に対して、真面目に熱心に取り組んでおり、涙を流すことはあったが、監督に対して反発したり、不平を述べるなどということとはなかった。

ウ 死に関連する言動等

本件生徒は、死に関連する内容の絵を描いたものを友人にあげたことがあった。

小学校6年時に担任教諭との間で交換していたノートにおいても、本件生徒は、死に関連する内容の絵を書いている。

本件生徒は、友人に対し、軽い口調で、小学校6年生の2学期頃、周囲に複数の人がいるところで、「死にたい」「死ぬのは怖くない」などと複数回発言したことがあった。

本件生徒は、小学校6年時の後半ころ、コロナ禍で学校が休業中に自宅にいるときなどに、死に関連する内容の絵を描いていたことがあった。

3 本件中学校について

(1) 本件中学校の生徒・職員

本件生徒は、令和2年4月、本件中学校に入学した。

1学年は4クラス編成となっていた。

1学年4クラスにはそれぞれ担任教諭が配置された。1学年から3学年までのそれぞれにおいて、学年主任1名、副担任2名が配置されていた。

(2) 本件中学校におけるいじめへの対処のあり方について

ア 酒田市いじめ防止基本方針（平成27年3月（平成30年3月改定））では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。」とされている。そして、本件中学校のいじめ防止基本方針では、「いじめ防止のための取組」として、本件中学校に「いじめ防止対策委員会」を置くとされ、構成員は、主任会メンバー（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年主任・特別支援学級主任・養護教諭・学校事務職員）、学校配置スクールカウンセラー等教育相談関係者とし、さらに必要に応じてPTA代表、主任民生児童委員、市福祉関係者、児童相談所担当職員等を招聘することとされている。

そして、この組織は、未然防止・早期発見・事案対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたり、中核となる役割を担う、とし、多様な

角度から綿密な情報交換を行うとともに、小さい芽の段階での効果的な指導法について検討共有するとされている。

その上で、「いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）」としては、「素早い事実確認・報告・相談」の項目において、「いじめが疑われる場合には、一人で抱え込まず、いじめ防止対策組織への報告・相談を行い、速やかに組織的対応をとる。」「報告、相談を受けた対策組織は、いじめの事実の有無を確認し、外部専門家の協力等も得ながら、被害生徒等への支援や加害生徒等への指導等を行う」「いじめの発見、通報を受け、いじめの事実確認を行った結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者にも連絡する。」とされている。

イ しかしながら、本件中学校において作成された令和２年度の「校務分掌一覧」と題する組織図には、「いじめ防止対策委員会」（法２２条所定のいじめ防止等対策組織）の記載はなく、いじめ防止等対策組織が常設の組織として設置されていなかった。本件中学校の教員からの説明を踏まえて総合的に判断すると、本件中学校におけるいじめへの対応は以下のようになされていたといえる。

本件中学校においては、令和２年度に「いじめ防止対策委員会」の会議を開催したことはなく、いじめの案件については、それぞれの案件に応じて、個々の担任教員が個別に対応したり、あるいは、学年主任に報告がなされた後、随時、管理職、生徒指導部長、学年主任、担任等、必要と考えられる教員間で情報共有され対応方針等が検討されていた。学年全体あるいは学校全体での情報の共有については、事案の内容によって、学年会（毎週実施。各学年の教員が参加。その他、週３回朝の集まりがあるが、１０分程度と短かった。）に情報共有されたり、さらには、主任会（毎週実施。校長が主宰。教頭が進行。校長・教頭・教務主任・各学年主任・生徒指導部長、養護教諭・学校事務職員が参加）や運営委員会（職員会議の前に不定期に実施。校長が主宰。教頭が進行。校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導部長、事務主査が参加）等に報告がなされた案件もあった。ただし、学年会、主任会、運営委員会に報告等がなされる案件はいじめの案件に限らず、たとえば、運営委員会であれば、まず学校運営上の課題が検討され、その後に各学年から必要な情報が提供されるということになっていたため、時間的余裕はなく、主任会、運営委員会等の会議において、いじめ案件についての具体的な対応方針が決定されるということではなかった。なお、主任会や運営委員会での協議内容の記録については、各教員に委ねられており、学校として組織的に議事録を作成してはいなかった。

学校全体で情報共有すべきとされた案件については、職員会議や朝の打合せ（１０分程度）で情報共有がなされていた。

他方、これら会議とは別に、特に不登校や心の問題を抱えている生徒の案件に

については、教頭を責任者として、スクールカウンセラー、教育相談担当教員、養護教諭が集まって行う会議を月に1回定期的に開催していた。

「教育相談アンケート&いじめ発見調査アンケート」は、6月、11月、1月と年に3回実施され、アンケート実施後には、生徒からの聴き取りも実施されるが、担任教諭、学年主任において必要と判断された案件については、学期末ごとに、校長、教頭、生徒指導部長、学年主任の4者で情報共有が図られていた。

(3) 本件中学校におけるいじめの認知件数の報告のあり方について

山形県教育委員会（以下「県教委」という。）は、各学校に対し、1期（4月1日～7月31日）、2期（8月1日～12月31日）、3期（1月1日～3月31日）ごとに、各期末までのいじめの認知件数（学年別、男女別）の報告を求めており、本件中学校においても対応し、市教委が取りまとめていた（「いじめの実態（各期共通）」）。また、市教委は、県教委の上記依頼に基づく報告（調査）と整合させるように、各学校に対し、各期末までに、生徒の氏名や、いじめの発生・解消時期、指導経過や現在の状況等をより詳しく記載した「いじめの具体的実態」の報告を求めており、本件中学校においても、市教委の要請を受けて、上記報告を行っていた。

上記各報告にいじめの認知案件として記載する案件については、アンケート実施後の教育相談の内容を踏まえ、校長、教頭、生徒指導部長、学年主任で判断していた。

(4) Q-U (QUESTIONNAIRE-UTILITIES)

本件中学校では、当時、年に2回、6月と11月にQ-Uを実施していた。

Q-Uは、児童生徒の個々の特性・心情面、学級集団の実態を同時に理解し、実践に活用しやすい尺度として河村茂雄教授（心理学）によって開発された調査法であり、「いごちのよいクラスにするためのアンケート」と「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」から構成されている。日本テストスタンダード委員会の審査基準を満たした、標準化された心理テストである。

前者について、児童生徒が所属する学級集団をいごちがよいと感じるのは、i) トラブルやいじめなどの不安がなくリラックスできている、ii) 自分が級友から受け入れられ、考え方や感情が大切にされていると感じられる、という2つが満たされたときであるとされ、上記の2つの視点（被侵害得点、承認得点）を座標軸にして、児童生徒を4つのタイプに分けて理解することができるアンケートであるとされる。

それぞれの4つのタイプについては、以下のように説明され、学校・教員側からの支援のあり方が述べられている。

① 被侵害得点が低く、承認得点が高い児童生徒

学級内に自分の居場所を持ち、学級生活や諸々の活動を意欲的に送ってい

ると考えられる（学校生活満足群）。

この群の児童生徒は、現状をより快適に維持できる、より広い領域で活動できるような援助をすれば良いと思われる。

- ② 被侵害得点と承認得点がともに低い児童生徒は、不安となる出来事もないかわりに学級内で認められることもなく、学級生活や諸々の活動に意欲が見られないため、教員にとっても注目することが少ない児童生徒であろう（非承認群）。

この群の児童生徒には、彼らが級友から認められるような場面設定の工夫や、教員は君を見守っているというメッセージとして言葉掛けを意識して多くする必要がある。なお、この群の児童生徒は学習の定着度が低い場合が多く、学習面からの対応も考えなくてはならない。

- ③ 被侵害得点と承認得点がともに高い児童生徒は、学級生活や諸々の活動に意欲的に取り組むが、そのプロセスでトラブルが生じることが多い（侵害行為認知群）。実際に深刻ないじめを受けている場合も考えられるが、本人にも自己中心的な面がある場合が多い。

この群の児童生徒がトラブルを訴えてきた場合は、単にその出来事の白黒をつけて指導するのではなく、どういう理由でトラブルになったのか、その時のお互いの感情はどうだったのかという点を、時間をとって考えさせることが必要である。他人の気持ちを考える視点や社会性を育成するのである。

- ④ 被侵害得点が高く、承認得点が低い児童生徒は、耐えがたいいじめ被害や悪ふざけを受けている可能性が高い。また、本人が非常に不安傾向が強い場合も考えられる。どちらにしても、学級集団への適応感は低く、不登校に至る可能性が高い（学級生活不満足群）。

この群の児童生徒には個別の面接が早急に必要であり、具体的な対応を計画的に行っていくことが求められる（以上、河村茂雄研究室ホームページより）。

本件中学校のいじめ防止基本方針では、「いじめ防止のための取組」として、「Q-Uアンケートを元にした校内研修会を行い、教職員の研修を深める」としつつ、いじめの早期発見のあり方における「見えにくいいじめを察知するための具体的対応」として、「Q-Uアンケートの分析結果に基づいた学級生活不満足群生徒の個別面談、要支援群生徒の情報共有等に学校全体で取り組む」としている。

4 本件生徒が中学に入学してから自殺に至るまでの経緯（学校側の対応を含む）

(1) 本件生徒の部活等

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした政府・自治体の対応を

受けて、新学期の始業は例年より遅れ、臨時登校日が５月１２日、１９日、２０日、２２日とされ、通常授業が開始されたのは５月２５日であった。

本件生徒は、バレーボール部に入部した。バレーボール部顧問は本件生徒の体育の授業を担当していた。

同学年で同じバレーボール部に所属したのは、いずれも他クラスの生徒２名であった。本件生徒は経験者であったが、他の２名は初心者であった。

バレーボール部の通常の活動日は、火曜日、水曜日、金曜日であり、いずれも放課後に練習が行われた。

木曜日と土曜日・日曜日は、クラブチームの練習であると位置付けられ、木曜日は夜７時～９時、土日はそれぞれ３時間程度練習等が行われた。このクラブチームの練習には、小学校時代スポ少の監督がコーチとして指導していた。

本件生徒は、前期において、クラスの中で、他の男子生徒１名とともに給食委員会委員を務めた。

(2) 女子トイレの使用のあり方について生じていた問題等

１年生のクラスが配置されている校舎の４階には、男女１つずつトイレがあったが、いずれも狭く、手洗いの鏡の前に人が滞留すると、１０分間の短い休み時間に、他の生徒がトイレを利用するのに支障が生じた。

１学期が始まって早い段階から、複数の女子生徒が、休み時間中、女子トイレ内の鏡の前で、身だしなみを整えながら固まって話をするようになったことで、他の女子生徒がトイレを利用しにくい状況が生じた。このことを受けて、教員から１年生の生徒全体にトイレの利用の仕方について指導がなされた。

また、上記複数の女子生徒は、トイレに限らず、廊下等で固まって話をする事が多く、他の生徒たちにとっては、存在感があり、「怖い」と感じる程度であったため、担任教員等から上記複数の女子生徒に対し、一緒にいないようにと指導されていた。

本件生徒は、上記複数の女子生徒とは、中学入学後、クラスメートの一員として交流がある程度であり、特別に親しかったわけではなかった。

なお、本件生徒は上記複数の女子生徒に対して恐怖を感じたり、委縮したりすることはなく、対等なクラスメートとして、話す機会があれば会話する関係性であった。

(3) バレーボール部の３年生引退

本件生徒がバレーボール部に入部したときは、１年生から３年生の３学年で活動していたが、７月頃、３年生が部活動から引退し、以後、２年生と１年生の新チーム体制で部活動を行うようになった。

(4) Q-Uの内容と対応

ア ６月２６日に、中学校入学後初めてのQ-Uが実施された。

Q-Uは、各質問に対して、生徒が「5—とてもそう思う」「4—少しそう思う」「3—どちらとも言えない」「2—あまりそう思わない」「1—全くそう思わない」の5段階で点数をつける形式で行われる。

6月のQ-U結果のうち「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」は本委員会の調査資料にはなく、11月の同アンケート結果との比較はできない。

「いごちのよいクラスにするためのアンケート」において、承認得点は、点数が高い方が学級生活の満足度は高くなり、被侵害得点は、逆に、点数が高くなると学級生活の満足度は低くなる。本件生徒のQ-U（「いごちのよいクラスにするためのアンケート」）の結果のうち、承認得点、被侵害得点は以下のとおりであり、「学級生活不満足群」のうち、「要支援群」に位置付けられる結果であった。なお、承認得点50点中11点は、クラスの生徒の中でも極端に低く（グラフ上では欄外に位置する）、被侵害得点50点中29点も、クラスの生徒の中で最も点数が高い。

・承認得点

1	勉強や運動等で友人から認められていると思う	1
2	クラスの中で存在感があると思う	1
3	自分を頼りにしてくれる友人がいる	1
4	みんなから注目されるような経験をしたことがある	1
5	自分の考えがクラスや部全員の意見になることがある	1
6	クラスで行う活動には積極的に取り組んでいる	2
7	学校内で私を認めてくれる先生がいる	1
8	仲の良いグループ内では、中心的なメンバーである	1
9	何かしようとする時、協力してくれる友人がいる	1
10	学校内に本音や悩みを話せる友人がいる	1
計		11

・被侵害得点

11	クラスの人から無視されることがある	3
12	クラスや部活動でからかわれたりばかにされる	1
13	授業中に冷やかされることがある	1
14	クラスの人から耐えられない悪ふざけをされる	1
15	班をつくる時、班に入れず残ってしまうことがある	3
16	クラスの中で浮いていると感じることがある	5
17	休み時間など、ひとりでいることが多い	2
18	周りの目が気になり不安や緊張を覚えることがある	4
19	学校に行きたくないときがある	4
20	クラスの友人関係についてあまり知らない	5

・ネット上の侵害感

21 ネット上で友人から悪口や嫌なことをされる 1

22 ネット上で仲間外しや無視される 1

イ 1回目のQ-Uの集計結果が出た後、7月31日に、教職員全体が参加する研修会が実施された。この研修会では、講師を招いて教員がQ-Uの読み取り方、考え方等について学習し、その後、学年ごとに分かれて各生徒の結果が共有された。

本委員会調査資料中、本件生徒の所属クラスの「Q-U結果のまとめ」には、同クラスの担任教諭がこの研修会に参加して書き込んだものと推認される手書きの書き込みがある。具体的には、「学級生活不満足群」の欄に「いじめられている可能性」、「非承認群」の欄に「家庭のもんだいある可能性」と書き込んでいいる。また、グラフ上に表示された番号のところに個人名（ファーストネーム）を書き込んでおり、さらに、「要支援群」の箇所を○で囲んで矢印を引いたうえで、「学校で共有する チャンス面接（ろうかであったりしたとき）の声のかけ方」と書き込んでいいる。

Q-Uの結果を踏まえた対応のあり方については学年教員の判断に任されており、学校全体として情報を共有し対応方法を検討するということとは行われず、管理職から学年教員に対して気になる生徒の情報共有、情報提供を求めたことはなかった。

また、学年の教員においても、本件生徒のQ-Uの結果を受けて、個別面談が必要であるとか、保護者への連絡が必要であるとかいう意見が出ることはなく、具体的な対応方法が議論、検討されることはなかった。

(5) 7月3日の教育相談における本件生徒の発言と学校側の対応

ア 6月下旬頃、第1回目の「教育相談アンケート&いじめ発見調査アンケート」が行われた。本件生徒は、教育相談の際に「話してみたいこと・聞いてほしいこと」について、「勉強や進路」、「部活」に○を付け、「心身の調子はどうですか？」との質問に対しては「とてもよい」に○を付けて回答している。

また、いじめに関しては、いじめはされていないが、「悪口や嫌なこと」を「しているまたはしたかもしれない」に○を付けて回答した。

イ このアンケートを受けて、担任教諭は、7月3日、本件生徒との教育相談に臨んだ。

担任教諭と本件生徒との間の会話の中で、本件生徒からは、「楽しい」「勉強大変」「いろんなことやりたい」等の発言があったが、他方で、本件生徒は、自分自身が悩んでいることについて、涙ながらに語った。

ウ 担任教諭は、その頃、本件生徒が話したことを学年会場で情報共有し、学年

主任や国語科教諭、体育科教諭ほか学年の教員にも情報共有され、本件生徒の様子をみるということにはなったが、その後、本件生徒の発言を踏まえて、本件生徒に対して何らかの具体的な対応がなされるということとはなかった。

(6) 「自殺予定日」読書感想文の提出と学校側の対応

読書感想文は、通常は夏季休暇中の課題とされるものであるが、令和2年度は新型コロナウイルス対策で1学期の始業開始が遅れたこともあり、読書感想文の課題が出された時期も例年とは異なっていた。

本件生徒が読書感想文の題材として選んだのは「自殺予定日」というタイトルの小説であり、本件中学校の図書室で7月6日に借りて、返却期限である同月23日を1週間過ぎた同月30日に返却している。

読書感想文の標題は「自殺について」である。この読書感想文の中で、本件生徒は、「何度も自殺したいと思ったことがある。」「できることなら、今すぐにでも死にたい。」などと書く一方で、でも、自殺したら、不慮の事故で死んでしまった、楽しい人生を送る前に死んでしまった人がかわいそうなので、最後まで生きようと思う、自殺したいと思うほど苦しんでいる人たちを救いたい等とも記した。

この読書感想文は、1学期終業式の8月6日より前に提出されたものと推認されるが、国語科教諭がこの読書感想文を読んだ時期については定かではない。

国語科教諭は、この読書感想文全体について、その内容を理解するほどに読むことをしておらず、本件生徒がこのような内容の読書感想文を書いていることについて、担任教諭にも、学年の他の教員とも共有することをしなかった。

(7) 小学校担任宛に書いたものの発信されなかった手紙

本件生徒は、7月から8月頃、小学校高学年時担任教諭宛の手紙を3通書いているが、いずれも発信されないまま、自室の机の引出等にしまってあったものであり、本件生徒の死後、遺族が発見したものである。

ア 手紙の形状及び内容

①便箋2枚（後述イのとおり8月3日に作成したものと推認）

本件生徒は、便箋に、小学校高学年時担任教諭宛の手紙を書いた。

手紙には、本件生徒自身の近況について、学校生活が楽しいなどと書く一方で転任先の学校で勤務している小学校高学年時担任教諭の身体等を気遣い、同教諭と話をしたい、5年生に戻りたいと思う気持ちを綴っている。

②カード様便箋1枚（後述イのとおり8月3日に作成したものと推認）

本件生徒は、小さなカード様便箋の反対面に、小学校高学年時担任教諭以外の人には見てほしくないという気持ちを示したうえで、恋愛や友だちとの関係がうまくいっていないこと、自殺したいと考えていること等を綴り、同教諭に対する好意や感謝の気持ちを記した。

③カード様便箋3枚（後述イのとおり8月頃に作成したものと推認）

本件生徒は、小さなカード様便箋3枚に、自分が死亡したときの周囲の反応が気になることを記載した。また、自身の自殺の原因について、勉強、友だち、恋愛、バレーの全部であり、苦しくて死にたくなった等と書いたうえで、小学校時代の友人の名前を個別に挙げ、友だちでいてくれたことに対する感謝の気持ち等を表現した。

イ 手紙の作成時期

3通の手紙のうち、①は、手紙の中に7月6日当日に作成されたかのような記述があるが、その日に通知表が交付され、美術の評定が「5」であったという真実に合致する内容の記載があることからすれば、実際には8月3日以降に作成されたものであることは確実であると考えられ、さらに、通知表交付当日に作成したという記述内容を踏まえ、8月3日に作成したものと推認した。

②は、カードの裏面に「これを書いた日」として7月6日（月）と記載されているが、「これを書いた日」とあえて記載していることの不自然さからすると、実際の作成日はこの日ではない可能性があること、②のカード様便箋は①の便箋が入っていた封筒の中から発見されていること、①の手紙の内容をうけて②の手紙の内容がこれに続ける形で記述され、①と②の手紙が相互に関連しているものであるとみることが可能であることから、②も①の手紙と同様、8月3日に作成したものであると推認した。

③は作成日付の記載は全くないが、カードに記載されている内容が、8月31日に国語の授業で使われたプリントの中の記述内容と関連性があるものと考えられること等を踏まえ、具体的な日にちまでは推認することはできないものの、①や②と同じ頃（8月頃）に作成したものであると推認した。

(8) 1学期末の成績評定等

1学期の修了式は8月6日であった。

本件生徒は、1学期は一日も欠席することなく登校した。

通知表は、8月3日に実施された本件生徒と母親との三者面談の場で交付された。担任教諭は、この時、教育相談で本件生徒が話した内容について言及するかどうか迷い、結局何ら言及しなかったところ、本件生徒は、翌日、担任教諭に対し、話をしないでくれて良かった旨話した。

なお、本件生徒の1学期末の学業成績（評定）は、5段階評価で、美術が5、数学、音楽及び保健体育が4、その余の5科目が3となっており、平均的で、学習の遅れが指摘されるようなものではなかった。

(9) 同じクラスの女子生徒へのいじめと本件生徒の人間関係の変化

ア 8月18日、2学期の始業式が行われた。

2学期が始まってすぐの時期から、複数の女子生徒が、同じクラスの女子生徒について、陰で悪口を言うようになった。

複数の女子生徒と仲が良かった女子生徒も、仲良しグループ内で陰口を見聞きしていた。陰口を見聞きした女子生徒は、陰口を言われた女子生徒とも親しかったため、仲良しグループ内で陰口があることが嫌だったが、仲良しグループの一員であったため、何もできずにいた。

イ 同じ頃、陰口を言われた女子生徒は、「以前のようにみんなが話しかけてきてくれない」と感じるようになった。以前は、複数の女子生徒の中の一部の生徒と笑顔でしゃべることがあったが、この頃になると、そっけない態度をとられるようになり、男子生徒も声をかけてくることが減った。そのため、陰口を言われた女子生徒は、周りに話しかけることなく、自席で読書して過ごすようになった。

9月頃、本件生徒は、陰口を言われて孤立していた女子生徒に積極的に声をかけるようになり、本件生徒と陰口を言われた女子生徒はクラス内でいつも一緒に過ごすようになった。本件生徒は、母親に対し、「今、●●ちゃん（陰口を言われた女子生徒）と仲がいいんだ。●●ちゃん、大変だったんだ」などと話した。

ウ 同じクラスの男子生徒が、複数の女子生徒に対し、「●●さん（陰口を言われた女子生徒）ってどんな子なの？」と聞いた際、複数の女子生徒は、陰口を言われた女子生徒を褒める一方で、その評価を下げる情報も男子生徒に伝えた。その場面を見聞きした本件生徒は、複数の女子生徒が男子生徒に陰口を言っていたことを陰口を言われた女子生徒に伝えた。

本件生徒が陰口の件をそれを言われた女子生徒に伝えたことを知った複数の女子生徒は、本件生徒のことをよく思わないようになり、一時期、本件生徒との交流が減った。なお、複数の女子生徒との交流が減ったことにより、本件生徒が、外形的には、クラス内で孤立するなどの事態は生じていない。

エ 他方において、この頃、複数の女子生徒は、何度も本件生徒のことを無視したり、睨むといった態度をとるようになり、本件生徒はそのことを一度友人の一人に相談している。本件生徒もまた、同じクラスの女子生徒の陰口を言っていた複数の女子生徒に対して、よい感情を抱かなくなったものと推認される。本件生徒を無視したり、睨むといった態度は、後述のように、複数の女子生徒が陰口を言った件で教師から指導を受けた11月半ばくらいまでには、遅くとも解消したものと考えられる。

(10) 9月頃のバレーボール部の活動

7月頃3年生が引退し、1年生と2年生だけで練習するようになると、2年生の生徒複数名が練習に遅れてきたり、準備を手伝わず、練習中に話したりふざけたりするようになった。本件生徒は、一部の2年生のこのような練習姿勢に不満を抱いた。本件生徒は、母親にも、一部の2年生の姿勢にいらいらしていることを話している。

また、バレーボール部では、9月19日及び20日の新人戦に向け、練習や他

校との練習試合を続けていたところ、本件生徒は、練習不足を感じており、大きな不安を抱きながら新人戦に臨んだ。結果は、4試合中3試合負け、本件生徒は情けない気持ちになった。

9月23日、本件生徒は、バレーノートに、バレー部顧問教諭が、「3年生は真面目すぎる」と言っていたことについて、3年生に憧れてバレーを頑張ろうと思っていたのにそのように言われてショックだった等と書き、バレーボール部顧問教諭への不満を記している。バレーボール部顧問教諭は、これに対して「言い方が悪かったですね、まじめはいいことです。言いたかったのは、もっと感情を出せるといいということ」と返事を書いた。

(11) 9月頃の本件生徒の様子・言動

8月31日、国語の授業で使われたプリントで、死に関連する内容の描写がある。

9月11日、本件生徒は、プリントの中で、自分のことについて、いろいろ変わるからよくわからない旨記載している。

本件生徒は、授業中に、左手を傷つける行為を行った。これを見た周囲の友人が、痛みがないのか心配して尋ねると、本件生徒は、痛くないと答えた。血も出ておらず、大きな騒ぎにならず、教師は気付かなかった。

(12) 合唱祭の練習

ア 9月30日より、合唱祭の準備が始まった。10月16日の本番へ向け、準備期間はほぼ毎日6時間目を使って、合唱祭の練習が行われた。練習は、パートごとに分かれ、別々の場所で行うことが多く、担任教諭や音楽科教諭（学年主任）は、それぞれの練習場所を回りながら適宜指導していた。

合唱祭では、クラス全体の監督が1名、助監督が2名、各パートにパートリーダーがいるところ、本件生徒は助監督に立候補し、他の女子生徒と共にクラス全体の助監督を務めた。

女子は、ソプラノパートとアルトパートに分かれており、本件生徒はソプラノパートに所属していた。

イ ソプラノパートの練習は、その女子生徒と本件生徒が中心になって進めていた。ソプラノパートは練習熱心であり、真剣に取り組む雰囲気だった。

他方、アルトパートは雑談する時間が長く、練習への熱量がソプラノパートに比べ低かった。アルトパートで中心的な存在であった複数の女子生徒は、アルトパートの練習中に、「ソプラノパートと合わせる気にならない」と言っていた。

ウ ソプラノパートリーダーの生徒と本件生徒は、アルトパートに「一緒に合わせよう」と声を掛けに行ったものの、アルトパートの複数の女子生徒から嫌な顔をされ、声掛けに応じてもらえないことも何回かあった。ソプラノパートリ

ーダーの生徒と本件生徒は、アルトパートの練習を聞きに行くこともあり、その際、本件生徒は「もっと声を出して」とアルトパートに対しアドバイスした。アルトパートはそれに応じ、少し声を出すようになった。

ソプラノパートとアルトパートを合わせる練習のときは、ソプラノパートの声ばかりが出て、女子全体が無言になるなど、雰囲気が悪くなった。ソプラノパートとアルトパートを合わせる練習の際、アルトパートの複数の女子生徒が、声量の大きいソプラノパートや、その中心にいたソプラノパートリーダーの生徒や本件生徒のことを、「調子に乗っている」「本気でやり過ぎじゃない？」などと、アルトパート内で言っていた。その声は、ソプラノパートの一部にも聞こえるくらいの大きさであり、本件生徒は、「調子に乗っている」などの発言が自分にも向けられていると認識していた。

エ この頃、本件生徒は、同じクラスの親しい男子生徒やバレーボール部員、小学生時代から仲のいい他クラスの友人などに対して、「アルトとソプラノでうまくいっていない」「練習しない人が多くてまとめるのが大変」などと漏らしていた。本件生徒は、そのとき深刻そうな口調ではなかった。また、本件生徒は、合唱祭が行われるより前の時期に、他クラスの友人に「自分のクラス、嫌なんだよね」と何度か軽い口調で話した。同時期に、本件生徒は、母親にも合唱祭でもめていることを伝えている。

10月16日、本件生徒のクラスは、それなりに声を出して、歌い切った。

(13) 10月のバレーボール部の活動

ア 10月10日、本件生徒は、バレーノートに、バレーボール部顧問教諭の指導について、言っていることとやっていることの違いを指摘して、不満感を表明している。また、バレーノートの冒頭部分には、生徒が記述した内容は他の人には絶対に見せないと記載されているにもかかわらず、バレー部顧問教諭が練習している最中に堂々とバレーノートを読んでいたことについて不満を記している。同教諭は、これに対して、「配慮足りませんでした。気を付けます」と返事を書いた。

イ 10月23日、練習に積極的でない一部の2年生が、遅れて部活にやって来て、やる気のないような緩慢な動作で練習をしていたところ、バレーボール部副顧問教諭が厳しく指導した。本件生徒は、同教諭の厳しい指導に共感し、積極的でない一部の2年生にも、きちんと練習することが大切だと分かってもらいたいとの思いを抱いた。

ウ 本件生徒は、上記の出来事や自分の思いをバレーノートに記し、バレーボール部顧問教諭に伝えた。なお、本件生徒は、同教諭は積極的でない2年生に対し、軽く注意するだけであり、積極的でない部員の味方をしているように感じていた。

本件生徒は、バレーボール部副顧問教諭による指導で気持ちがすっきりした旨、母親にも話した。

10月下旬から11月頃に、国語の授業で書いた「酒田の子ども」の作文において、本件生徒は、積極的でない一部の2年生の練習姿勢に対する不満や、バレーボール部副顧問教諭による厳しい指導への共感などについて記している。

なお、積極的でない一部の2年生の練習態度は、同教諭による指導後も、大きく改善されることはなかった。

(14) 本件生徒の頭髪に関するあだ名

10月下旬頃、女子生徒が同じクラスの他の女子生徒とのLINE上で、本件生徒について言及し、「ブロッコリー頭」と表現した。そのことを、本件生徒は上記同クラスの女子生徒から聞いた。「ブロッコリー頭」とは、天然パーマがかかった本件生徒の髪型を揶揄する表現である。

本件生徒は、上記同クラスの女子生徒に対し、上記2名がやり取りしているLINEの会話のスクリーンショットを本件生徒に送ることを依頼し、依頼された生徒はそれに応じ、会話をスクリーンショットした画像を本件生徒に送った。

本件生徒は、送られてきた画像を見ながら、母親に、上記女子生徒が本件生徒のことを「ブロッコリー頭」と呼び、他の生徒のことを「ゴボウ」と呼んでいることを話した。母親に伝えているときの本件生徒の様子は、「ブロッコリー頭」と表現した生徒に対して怒っているよりも、呆れているようだった。本件生徒が母親に「ブロッコリー頭」について話したのは、この1回だけである。

また、時期は定かでないが、複数の男子生徒が集まる中、その中の誰かが、本件生徒の方を見て笑いながら「ブロッコリー頭」と言った。なお、「ブロッコリー頭」という表現がクラス内に広がっていた事実は認められない。

なお、本件生徒は、小学校5年生時、当時の担任教諭への提出物の中で、髪の毛が天然パーマであることを気にして、これをなおしたいと思っている気持ちを記している。

(15) 10月頃の本件生徒の様子・言動

10月頃、今まで活発だった本件生徒の表情がさえなくなり、暗い顔をするようになった。本件生徒は、自分から周囲の友人に話しかけることが減り、一人で自席に座って、本を読んだり、絵を描いたりする時間が増えた。本件生徒は、以前から絵を描くことが好きで、オリジナルキャラクターなどを描いていたが、この時期には、死に関連する内容の絵を描き、席の近い友人に見せることが増えた。

10月頃、国語の授業で使われたプリントの裏面に、死に関連する内容のイラストが残されている。なお、国語科教諭は、イラストに気付かなかった。

本件生徒の様子が暗くなった後も、周囲が本件生徒に声を掛ける頻度が減ったわけではなく、声を掛けられると、本件生徒はいつもどおりに応じていた。

10月頃、バレーボール部を引退した3年生の家族と本件生徒の家族が集まり、親子対決のバレーボール大会を開催した。周囲の生徒が盛り上がる中、本件生徒の母親には、本件生徒だけとても暗い様子だと感じられた。

(16) 11月10日Q-Uの実施

ア 年に2回行われるQ-Uの第2回目が、11月10日に実施された。

本件生徒は「学級生活不満足群」(耐えられないいじめやわるふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い生徒)に入っており、特に承認得点が著しく低い結果だった。

本件生徒の回答は以下のとおりである。

「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」

友人との関係

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 学級内にいろいろな活動に誘ってくれる友人がいる | 4 |
| 2 学校内に気軽に話せる友人がいる | 5 |
| 3 人と仲良くする方法を知っている | 4 |
| 4 友人との付き合いは自分の成長にとって大切だと思う | 5 |

学習意欲

- | | |
|----------------------------|---|
| 5 学校の勉強には自分から進んで取り組んでいる | 4 |
| 6 得意な教科や好きな教科がある | 5 |
| 7 授業の内容は理解できる | 4 |
| 8 学習内容を理解するため自分なりの学習の仕方がある | 2 |

教師との関係

- | | |
|------------------------|---|
| 9 学校内に悩みを相談できる先生がいる | 1 |
| 10 学校内に気軽によく話ができる先生がいる | 1 |
| 11 担任の先生とはうまくいっている | 2 |
| 12 先生の前でも自分らしく振るまっている | 3 |

学級との関係

- | | |
|-----------------------------|---|
| 13 自分のクラスは仲の良いクラスだと思う | 4 |
| 14 クラスの中にいるとほっとしたり明るい気分になる | 5 |
| 15 クラスの行事に参加したり活動したりするのは楽しい | 5 |
| 16 自分もクラスの活動に貢献していると思う | 3 |

進路意識

- | | |
|---------------------------|---|
| 17 なりたい職業や興味を持っている職業がある | 3 |
| 18 自分の将来に夢や希望を持っている | 2 |
| 19 自分の進みたい職業の分野については調べている | 2 |

20 進路について仲の良い友人などと話すことがある 1

部活動

21 所属している部は、希望していた部である 3

22 所属している部は、仲の良い、楽しい集団である 3

23 部活動には、自主的に参加している 5

24 自分は、部の中で存在感があると思う 1

「いごちのよいクラスにするためのアンケート」

承認得点

1 勉強や運動等で友人から認められていると思う 2

2 クラスの中で存在感があると思う 1

3 自分を頼りにしてくれる友人がいる 1

4 みんなから注目されるような経験をしたことがある 1

5 自分の考えがクラスや部全員の意見になることがある 1

6 クラスで行う活動には積極的に取り組んでいる 5

7 学校内で私を認めてくれる先生がいる 1

8 仲の良いグループ内では、中心的なメンバーである 1

9 何かしようとする時、協力してくれる友人がいる 1

10 学校内に本音や悩みを話せる友人がいる 1

計 1 5

被侵害得点

11 クラスの人から無視されることがある 1

12 クラスや部活動でからかわれたりばかにされる 1

13 授業中に冷やかされることがある 1

14 クラスの人から耐えられない悪ふざけをされる 1

15 班をつくる時、班に入れず残ってしまうことがある 3

16 クラスの中で浮いていると感じることがある 3

17 休み時間など、ひとりでいることが多い 2

18 周りの目が気になり不安や緊張を覚えることがある 4

19 学校に行きたくないときがある 4

20 クラスの友人関係についてあまり知らない 3

計 2 3

ネット上の侵害感

21 ネット上で友人から悪口や嫌なことをされる 1

22 ネット上で仲間外しや無視される 1

イ 第1回目のQ-Uの結果と比較すると、承認得点の中の「クラスで行う活動には積極的に取り組んでいる」が2から5に上がっており、被侵害得点の中の

「クラスの人から無視されることがある」が3から1に、「クラスの中で浮いていると感じることがある」が5から3に、「クラスの友人関係についてあまり知らない」が5から3に下がっている。

第2回目のQ-Uの結果が学校に返ってきた後、12月10日に、教職員によるQ-U研修会が実施された。令和2年度第2回目となるQ-U研修会では、第1回目のQ-U研修会のときのように、外部講師を招くことはせず、学年ごとに教職員が集まり、各生徒が「学級生活満足群」「非承認群」「侵害行為認知群」「学級生活不満足群」のどこに位置付けられているかなどの情報を共有したり、2回目の結果と1回目の結果を見比べて対応を検討したりする会議のみを行った。

学年教職員による、このQ-U研修会において、本件生徒の結果を受けて、個別面談が必要であるとか、保護者への連絡が必要であるとかいう意見が出ることはなく、具体的な対策が立てられることはなかった。担任教諭は、学校での元気で楽しそうな本件生徒の様子を見て、Q-Uの結果が実態にそぐわないケースもあるので、本件生徒の場合もそうだろうと受けとめ、2回目は、被侵害得点が1回目よりも改善し、「要支援群」（「学級生活不満足群」の中で特に心配な生徒）ではなくなっていたことをみて、Q-Uの結果が担任教諭の認識している本件生徒の様子に近づいていると認識していた。

なお、Q-Uの結果を受けて、個別の生徒に対してどのように対応するかは、すべて各学年の判断に委ねられており、「学級生活不満足群」のような配慮を要する生徒に対してどのように対応すべきか、という点に関する学校として統一された方針はなく、配慮を要する生徒が誰であるか、学校全体で情報を共有することもされていなかった。また、各学年で個別の生徒に対してどのような対応をすることに決まったのか、個別面談の実施の有無等についても、管理職への報告は求められていなかった。

(17) 11月の教育相談における本件生徒からの訴え

ア 11月12日、13日、18日、20日に教育相談が行われた。この教育相談が行われる前に、生徒対象の「教育相談アンケート&いじめ発見調査アンケート」が実施された。また、保護者対象の「いじめに関する保護者アンケート」も実施された。

母親は、10月下旬頃、本件生徒の頭髪についてLINE上で「ブロッコリー頭」と表現された件について、「いじめに関する保護者アンケート」に記載した方がよいと思い、「あなたのお子さんは、上記の例（いじめの例）に示されているような行為を受けている（受けていた）。」について「①あてはまる」に○をつけ、自由記載欄に被害内容を記載した。そのことを知った本件生徒が、母親に「書かなくていい」と言ったため、母親は修正テープを使い、自由

記載欄を消した。

本件生徒は、自由記載欄には何も書かれておらず、「①あてはまる」に○がついており、保護者氏名が無記名の「いじめに関する保護者アンケート」を担当教諭に提出した。担任教諭は、本件生徒が提出したものであることが分かるように、本件生徒の名前を記した付箋を貼った。

本件生徒は、「教育相談の際に、話してみたいこと・聞いてほしいこと」について、「勉強や進路」「部活」に○をつけた。また、「この頃、心身の調子はどうですか？」の質問に対し、「少し不安がある」に○をつけた。

また、本件生徒は「いじめ発見調査アンケート」の「いじめの内容」欄に、「紙などに『死ね、キモイ』などを書かれてげたばこに入れられる。」と記載し、「前はあったが今はない」の項目に○をつけ、「いつ頃解決？」の欄に「10月ころ」と記載し、枠外に「3、4回ぐらいでなくなりました」と記した。

イ 教育相談の際、担任教諭からの質問に対し、本件生徒は、紙を入れられたのは合唱祭の練習期間中であつたように思うこと、入れられた回数は3、4回だったと思うということ、紙は付箋のようなものだったこと、登校した際紙を見つけたこと、紙をすぐに捨てたこと、もう1回あつたら先生に言おうと思っていただけどなくなったのでそのままにしていたこと等を話した。本件生徒は、紙を入れられた時期や回数について記憶があいまいで、入れられた回数について、2、3回だったかもしれないと言い直す場面もあつた。担任教諭は、本件生徒に対し、今度そういうことがあつたらすぐ言うように伝えた。

なお、「いじめに関する保護者アンケート」が無記名だったため、担任教諭は、本件生徒に対し、保護者アンケートに記載された（いじめの例に）「①あてはまる」の○について、直接確認することはせず、保護者アンケートの○は、本件生徒の話した、紙をげた箱に入れられた件だろうと受けとめた。

ウ 教育相談期間が終わった後の学年会で、生徒からどのような相談を受けたか共有することになっており、担任教諭は本件生徒からの相談内容を共有した。また、担任教諭は学年主任教諭に、本件生徒との教育相談の内容を報告した。担任教諭と学年主任教諭は、事案から1カ月ほど経って本件生徒から被害相談があり、その間に新たな被害に遭っていないため切迫性がないと判断し、また、本件生徒の手元に「死ね、キモイ」などを書かれた紙が残っておらず、本件生徒の記憶もあいまいな点があつたことから、アンケート調査や聴き取り調査等で事実確認することはせずに、しばらく様子を見ることにした。

担任教諭は、教育相談における本件生徒からの相談内容を、保護者に伝えることはしなかった。なお、教育相談の内容を保護者に伝えるかどうかの判断は、担任教諭に委ねられており、学校全体での統一した基準は定められていなかった。

担任教諭は、本件生徒からの相談内容を「1 学年いじめ発見調査アンケート結果」に具体事例として挙げた。各学期末に、校長、教頭、生徒指導部長、学年主任教諭が集まり、各学年の「学年いじめ発見調査アンケート結果」を共有する会議があり、学年主任教諭は、「1 学年いじめ発見調査アンケート結果」を、校長、教頭、生徒指導部長に対して口頭で説明した。本件生徒の件に関しては、学年主任教諭より報告がなされたのみであり、校長らによる具体的な議論はなされなかったと推認される。

本件生徒からの相談内容について、いじめ事案として、組織的対応がなされることはなく、いじめとして認知し、県教委に提出する「いじめの実態」及び市教委に提出する「いじめの具体的実態」の事案として挙げられることもなかった。

エ　ところで、本件生徒は、合唱祭の練習期間中に、本件生徒のげた箱に「死ね、キモイ」と書かれた紙が入れられたことについて、保護者にも友人にも話していなかった。また、本件中学校では、生活設計ノートを採用しており、日記のように、毎日振り返りをして、担任教諭に提出していたところ、本件生徒が、生活設計ノートを通して上記の紙が入れられたことについて相談することもなかった。

本委員会が調査した結果、紙の投入の目撃情報などもなく、本件生徒のげた箱に紙が入れられたことに関する情報は、全く得られなかった。

しかし、教育相談時に本件生徒から被害申告がなされ、本件生徒に虚偽の申告をする特段の理由がないことから、合唱祭の練習期間中に、本件生徒のげた箱に「死ね、キモイ」と書かれた紙が入れられた可能性は高い。仮に、本件生徒のげた箱に「死ね、キモイ」と書かれた紙が入れられた事実がなかったとすると、本件生徒は担任教諭に対して虚偽の事実を述べたことになるが、本件生徒のそれまでの言動、性格等からして、意味もなくそのような虚偽の事実を述べたとは考えられない。本件生徒については、同時期に行われたQ-Uで承認得点が著しく低く、10月頃から暗い表情をするようになっていたという状況を考慮すると、教育相談時の被害申告は、本件生徒から担任教諭への何らかのSOSであった可能性がある。

(18) 後期学級委員への立候補と学級委員としての活動

ア　11月20日頃、本件生徒は、後期学級委員に立候補した。学級委員は、各クラス男子生徒1名、女子生徒1名が担当する。本件生徒のクラスでは、本件生徒の他、他の女子生徒も立候補したため、担任教諭を交えて、本件生徒と他の女子生徒が相談したところ、他の女子生徒が快く譲り、本件生徒が女子の後期学級委員に決まった。

学級委員は、授業が始まるときに出席確認をするなど、クラス内でさまざま

な仕事があるが、本件生徒は、そうした活動に真面目に取り組んでいた。

11月末に、本件生徒は、学級委員として、期末テストに向けたキャンペーンの説明などを行った。

イ 後期学級委員の活動が始まった頃、学級委員としての活動中に、本件生徒は、同じクラスと一緒に学級委員を務めていた男子生徒に、女子生徒が、複数の女子生徒から陰口を言われていることについて、普段の口調より重い口調で、独り言のように話した。

本件生徒は、学級会でみんなの意見を聞いたとき、誰も意見を言ってくれなかったと、家庭でこぼすことがあったものの、クラスメートから大きな反発があることもなく、学級委員としての役割を果たしていた。

(19) 11月頃の本件生徒の様子・言動

11月25日、本件生徒は、母校の小学校出身者限定のLINEグループを退会した。

11月頃から、本件生徒は、一人で登校するようになったと推認される。一人で登校するようになってからは、登校時間が早まり、7時15分から20分頃に家を出発するようになった。本件生徒は、まだ他の多くの生徒が登校していない早い時間帯に、教室で本を読んで過ごしていることが多かった。

(20) 12月における学級委員としての活動

12月3日、後期第1回学年生徒会が開かれ、各クラスの学級委員が集まった。その際、役割決めが行われ、本件生徒は司会進行係を務めることに決まった。本件生徒は、1学年生徒会だよりに「初めて大きな、みんなの代表になりました。学級委員としてがんばります。よろしくおねがいします。」と記した。

12月25日、「2学期しめくくりの学年集会」が行われるところ、本件生徒は、開会の言葉を担当した。

12月以降、学級委員会で意見交換している中で、本件生徒は自分のクラスについて、ギスギスしていると言った。

(21) 12月頃のパレーボール部の活動

12月頃、本件生徒は母親に、突然、真剣な表情で、パレーボールをやめたいと話した。母親は、本件生徒に理由を尋ねたが、本件生徒は何も答えなかった。

本件生徒が母親にパレーボールをやめたいと告げたのはこの1回だけである。

なお、本件生徒は、時期は明らかではないものの、クラスメートに、部活が嫌なのでやめたい等と漏らしたことがある。

(22) 12月頃の本件生徒の様子・言動

12月頃、本件生徒は、クラスメートと昼休みに二人でいたときに、同クラスメートに対し、つらい気持ちを表明し、自分が他の人からどのように思われているかを尋ねた。こうした発言は1回切りではなく、この時期、時々あった。ま

た、本件生徒は、同クラスメートに対し、女子の目が怖く、まだ男子の方がいい等と言うこともあった。

12月、「よりよい」本件中学校の実現を目的としたアンケートが実施された。このアンケートは、質問に対し、「Aとてもそう思う、Bそう思う、Cあまり思わない、D思わない」で回答するものであるところ、本件生徒は、「あなたは、自分にはよいところがあると思いますか」の質問に対し、「D」と回答している。

本件生徒は、両親からもらうクリスマスプレゼントの候補として、夏休み前の読書感想文を書く際に読んだ「自殺予定日」の本をリクエストしていたところ、両親は、12月25日頃、これを本件生徒にプレゼントした。

(23) 2学期末の成績評定等

2学期の終業式は12月25日であった。

本件生徒は、2学期も一日も欠席することなく登校した。

なお、本件生徒の2学期末の学業成績（評定）は、1学期末のそれとほとんど変わらなかった。

(24) 1月前半の本件生徒の様子・言動等

ア 令和3年1月6日、本件生徒は、母校の小学校6年時の同じクラスの出身者のLINEグループを退会した。このLINEグループは、中学生活が始まる頃に作られたものである可能性が高く、頻繁に多くのやり取りがなされていた。本件生徒は、退会直前までLINE上で会話していた。

同時期に、本件生徒は1年生全体のLINEグループも退会した。

また、同時期に、本件生徒はT i k T o kのアカウントを消した。

イ 1月10日、11日の生活設計ノートには眠れなかった旨の記載があり、担任教諭は「なんで…?」「どうしたの…?」とコメントをつけている。それに対する本件生徒からの回答はなかった。

(25) 体育「創作ダンス」の授業

ア 1月12日から体育の授業で「創作ダンス」が始まった。第1回の1月12日はオリエンテーションが行われ、1月14日から1月19日までの計4回の授業で動きづくりが行われ、1月21日から1月28日までの計4回の授業で実際に動きながら、チームによる作品作りが行われた。

チームのメンバーは、体育科教諭がバランスを考慮して決めたものである。

チームリーダーは、メンバー全員で話し合って決めるところ、本件生徒は、誰もやらないのであれば自分がやってもよいと言って、チームリーダーを引き受けた。チームリーダーは、チームで話し合っただけでダンスを作る際、司会役を担ったり、チーム全員のプリントを集めて教諭に提出したりする役割である。実際のダンス作りは、メンバー全員で案を出し合っただけで決まってい

た。

イ 1月14日から1月19日頃、動きづくりの話し合いの際、司会役の本件生徒が、メンバー全員に対して、どんなダンスにするか意見を求めたが、意見が出なかった。そこで、本件生徒のチームでは、主に本件生徒が案を出して動きを作っていた。本件生徒の案に対して、多くの生徒は「いいね」や「もう少ししよう」などの意見を述べ、一緒にダンスを作っていたが、一部の生徒は、輪になって話し合うときも、その生徒たちだけ向き合って別の話をしたり、遊んだりしていた。本件生徒をはじめ同じチームの他のメンバーから、その生徒たちに直接話しかけると、応答はするが、積極的に話し合いに参加する姿勢がみられなかった。なお、その生徒たちは、創作ダンスに限らず、授業や行事に参加する際、消極的な態度を示すことが多い生徒であった。

ウ 本件生徒は、1月14日の授業の振り返りとして、プリントに、チームメイトが参加しようとしないうことについて不満を述べ、自分たちでチームを決めたい、チームを変えてほしいという気持ちを記載した。また、1月15日の授業の振り返りとして、プリントに、一部の生徒がチームの会話に全く参加してくれないので、一緒にやっていて楽しくないこと、この次は、できればその生徒たちとは一緒にチームに所属したくないとの気持ちを記載した。

プリントへの記載に加え、本件生徒は、体育科教諭に直接、チーム替えの要望を伝えた。体育科教諭（バレーボール部顧問教諭）は、本件生徒が仲のいい友だちと別のチームになってしまい、積極的に意見を出してくれる生徒がいない静かなチームになってつまらないのだろうと受けとめ、「仲のいい人と同じチームになりたい気持ちは分かるが、学びの場としてのチームは仲良しグループにはせず、いろんな人のいいところを見つけてほしいという考えのもとメンバーを決めている。だから、チームは替えないよ」と話した。

1月18日、体育科教諭は、各チームを見て回る中で、本件生徒のチームのところへ行き、チームの話し合いに交ざりながら、一部の生徒に「どういうのがいいかな、何かある」などと声を掛けた。その生徒たちは、体育科教諭が見回りに来たときは、少し意見を出すなど、話し合いに加わる姿勢を見せたが、体育科教諭が行ってしまうと、また二人で別の話をするなどしていた。

エ この頃、本件生徒は、母親に、一部の生徒がダンスの授業で非協力的であることを伝えた。母親が教員に伝えるよう助言すると、本件生徒は、すでに体育科教諭にはチーム替えの要望をしたが、応じてもらえない旨答えた。そのときの本件生徒はいらだっており、積極的に取り組まない生徒たちの態度に対して怒りを覚えている様子であった。

本件生徒は、仲の良い友人にも、その生徒たちは、案を出しても反応がない、指示をしても動かないのに、自分の好きなアーティストの曲が流れたときだけ

盛り上がったたりしていることについて不快感を表明し、グループを替えてほしい等と述べて、とイライラした様子で不満な感情を漏らしていた。

その生徒たちが二人だけで話したり、遊んだりしていたのは、チームでの話し合いのときであり、1月21日頃から始まった実際に動きを入れる場面では、他のメンバーと共に踊っていた。

オ 2月2日、発表会が行われた。発表会では、本件生徒のチームも踊りきることができた。発表会前日の2月1日、本件生徒はプリントに、他のメンバーが乗り気であることから、発表会が楽しみである等と記載し、発表会当日の2月2日も、思い切ってやれて楽しかった等の気持ちを記載した。

(26) 1月の教育相談の実施

ア 1月15日、18日、21日、22日に教育相談が行われた。この教育相談が行われる前に「教育相談アンケート&いじめ発見調査アンケート」が実施された。なお、1月には、「いじめに関する保護者アンケート」は実施されていない。

本件生徒は、「教育相談の際に、話してみたいこと・聞いてほしいこと」について、「その他」に○をつけ、「とくにない」と記載した。また、「この頃、心身の調子はどうですか？」の質問に対し、「まあまあ」に○をつけた。

本件生徒は、「いじめ発見調査アンケート」について、すべての項目に「されていない」に○をつけた。

イ 本件生徒は、教育相談で、担任教諭に対し、バレーボール部は練習がきつなく、明らかに自分の実力が落ちているように感じていること、そのため、女子実業団バレーボールチームの中学生クラブ（以下、「ジュニアクラブ」という。）でやってみようと思っていること、ジュニアクラブで能力が伸びなかったら、バレーボール選手になるという進路を考え直そうと思っていること、イラストレーターや料理にも興味があることなどを話した。

なお、1月8日に実施された実力テストの振り返りにおいて、本件生徒は、進路希望として、第1希望をイラストレーター、編集者、第2希望を調理師としている。本件生徒は、中学生の初め頃、母親にバレーボール選手になりたいと話しており、イラストレーターや編集者、調理師といった職業に興味があることを保護者に話したことはなかった。

1月の教育相談で、本件生徒から悩み事の相談はなかった。

(27) 1月後半の本件生徒の様子・言動

ア 3学期の当初、本件生徒は、毎日の振り返りを記す生活設計ノートに、色ペンを使ってカラフルに記載していたが、1月18日から鉛筆で記載するようになった。1月18日の振り返り欄には、男子が嫌い、女子が怖い旨の記載があり、横に泣き顔のイラストも描かれていた。

それ以降、たびたび大きな泣き顔の絵を描くようになった。

イ 1月末頃、天候の悪い日、本件生徒は、登校の時間になっても登校しながら様子をみせたことが2回ほどあった。母が、車で近くまで送っていくことを提案すると、本件生徒はとても喜び、送ってもらった。

1月から2月頃、本件生徒は、まだ他の多くの生徒が登校する前の早い時間帯に登校し、一人で教室や廊下の窓から外を眺めていることがよくあった。

冬頃、本件生徒は、席が隣の女子生徒に真っ黒に塗られた絵を見せた。

(28) 1月頃のバレーボール部の活動

ア 1月頃、小学校時代、同じバレーボールのスポ少のチームで活動していた女子生徒が、他の部活動を退部し、バレーボール部に入部した。女子生徒は、本件生徒が声をかけたことがきっかけでバレーボール部に入部することになった。本件生徒は、母親にそのことを楽しそうに話した。

バレーボール部1年生の中で、バレーボール経験者は本件生徒一人しかいなかったところ、バレーボール経験者である女子生徒が入部し、本件生徒は、この女子生徒と仲よさそうに会話しながら、一緒にバレーボールに取り組んだ。

イ 1月中旬頃、母親が、他校の生徒の母親から、一緒にジュニアクラブに入団しないかと誘われていることを本件生徒に伝えると、本件生徒は自分もやってみたいと答えた。本件生徒は、入団申請書を持ってバレーボール部顧問教諭のもとに行き、ジュニアクラブに入団する旨、伝えた。なお、本件生徒が自殺した2月12日までに、ジュニアクラブからは入団できるか否かの返事は来っていない。

ジュニアクラブに入団申し込みをすると決めると、本件生徒は、母親と新しいシューズを買う相談をしたりした。

2月6日、本件生徒は、女子実業団バレーボールチームの試合を見に行った。バレーノートでこのチームの選手のプレーを称賛し、自分自身もこのようなプレーができるようになりたいと記載した。

ウ 一方、本件生徒は、1月23日、同月28日、2月4日に、自分のポジションを「クビ」にさせられてしまったことを記載している。バレーボール部における練習中、本件生徒がその力を発揮できないことがあると、コーチが本件生徒を練習から外すことがあり、本件生徒は練習から外されたことを「クビ」と表現していた。なお、これは練習中の出来事であり、試合時の本件生徒のポジションに変わりはない。

なお、本件生徒のバレーボールの技術は、同学年の生徒に比べ高く、ジュニアクラブに入団後もついていくことのできるレベルであると見られていた。しかし、本件生徒は、バレーボールに対する自己評価が特に厳しく、特に中学入学後は、母親に、うまくできないことや調子が良くないこと等を話すことが増

え、非常に低く自己評価していた。母親は、本件生徒に「もっと自信を持ってい」と何度も伝えたが、本件生徒は自信がない様子であった。

(29) 2月における本件生徒の様子・言動

2月頃、本件生徒は、保健体育の授業で、「自分の生活をふり返って当てはまるものに○をつける」課題で、「わたしには良いところがあります」の項目に一度○をつけたが、消していた。

また、新保健体育ワークの記載として、「自分の好きなところ」は「ない」、「自分の嫌いなところ」については、すぐ人のせいにする事やおこりっぽいこと等を記載した。「人生で大切にしたいこと」は「友だち」と記載し、「人生の目標」についてはバレー等を記載している。また、「あなたのストレスの原因」は「男、女、人間関係」とし、「ストレスの解消方法」は「好きなことする、スポーツする」としている。

(30) 学級委員として席替えについての討議

本件生徒のクラスでは、今まで席替えの方法を担任教諭が決めていた。そして、クラス最後の席替えでは、生徒自ら席替えの方法を決められるようになることが目標となっていた。2月の席替えが、クラス最後の席替えになるため、2月10日、席替えの方法を話し合う学級会が開かれることになった。

前日の9日、担任教諭は、学級委員であった本件生徒と男子生徒に司会を頼んだ。その際、本件生徒は軽く驚き、戸惑うような様子をみせた。担任教諭が、学級委員二人だけでできるか、それとも生徒会執行部の男子生徒に手伝ってもらいか尋ねると、本件生徒は手伝ってもらいたいと答えた。そこで、担任教諭は、生徒会執行部の男子生徒に手伝いを頼んだ。

2月10日の学級会では、主に生徒会執行部の男子生徒が進行役を務め、学級委員の男子生徒は進行の手伝いを、本件生徒は黒板で書記をした。学級委員と生徒会執行部の男子生徒からは「くじ引きで決める」という方法を提案したが、クラス内からは「隣の席に自分と合わない人が来たらどうするのか。楽しくない終わり方になってしまうので、くじ引きではない方がいい」といった意見が複数出た。そうした意見に反対する意見も出た。話し合いは紛糾し、席替えの方法について、複数の提案がなされた。そのため、学級会は、時間切れになり、結論が出る前に終わった。

意見がまとまらず、本件生徒は、前に出ていた男子生徒2名と共に、少し困った様子ではあったものの、落ち込む様子はみられなかった。なお、本件生徒は席替えの方法について話し合ったことや、決まらなかったことなどについて、保護者に話していない。

席替えの方法について決まらなかったため、次の登校日である2月12日に続きを話し合うことになった。

(31) 2月12日の自殺に至るまでの経緯

ア 2月10日、帰りの会が終わった後、本件生徒は、他の女子生徒に対し、2月11日の夜の練習が午前中の練習に変更になったことについて愚痴を言った。本件生徒は、これまでも時々、この女子生徒に部活の愚痴を話しており、この女子生徒も自身が所属する部活動について悩んでいたため、本件生徒の思いに共感して話を聞いた。本件生徒はいつもどおりの様子に見えた。

2月10日の夜、本件生徒は深夜まで、母親と一緒に、2月18日に行われる期末テストへ向け、勉強した。

2月11日、本件生徒は午前中、バレーボール部の活動に参加した。顧問教諭から見て、この日の練習で、本件生徒の調子が悪いと感じられたことはなかった。部活動を終わると、本件生徒は笑顔で挨拶をして帰っていった。

午後、本件生徒は、自宅で筋トレをし、夜は自由に過ごした。本件生徒に変わった様子は見られなかった。

イ 2月12日の朝、本件生徒は自殺した。

本件生徒は、タブレット動画を作成し、その動画の意味を解くためのヒントとしてメモを残していた。これらは、自殺前日の2月11日の夜ごろ、作成された可能性が高い。

タブレット動画には、他の人がせっかく素直な言葉をくれても自分の中で捻じ曲げてしまうこと、本当の自分は自分だけが知っていれば十分であること、自分のことを分かってくれたのは誰もいなかった等の内容が、音声や文字で残されていた。

動画の意味を解くためのヒントとして残されたメモには、中学校入学後、皆が怖くて信用できなくなったこと、それゆえ、ずっとがんばって笑っていたこと、疲れてしまったこと等の内容が記載されていた。

(32) 本件生徒による表現

なお、本件生徒自身の発言、書き込み等の表現のうち、時期を特定できるものについては、すでに認定事実に記載しているが、すでに記載したもの以外にも、本件生徒は、中学校に入学した後、死に関連する内容を複数回にわたってノートに書き込んだりしている。

第4 本事案の検証・評価

1 本事案における「いじめ」

(1) いじめの認定・評価について

ア 法2条1項は、「いじめ」とは、「他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

一方、法1条は、いじめは「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため」に法律で諸規定を定めたことを述べている。また、法4条は「児童等は、いじめを行ってはならない」と定め、いじめを禁じ、法23条3項は、学校においていじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員が、いじめを行った児童等に対する指導等を継続的に行う、としている。さらに、法28条1項は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を重大事態と定め、調査を行うものとしている。

イ 法は、法2条1項の「いじめ」の定義の中で「心身の苦痛」の内実については特に問うていない。そのため、行為の対象者が、他の行為者の行為によって、何らかの苦痛をわずかでも感じるものがあれば「いじめ」に当たるようにも読める。

しかし、そのように解すると、法4条によって、行為の対象者に何らかの苦痛をわずかでも感じさせる行為は禁じられることになり、法解釈として整合性がとれない。すなわち、仮に、行為の対象者に苦痛を感じさせるあらゆる行為が「いじめ」に当たるとすれば、例えば、他の子どものためを思って善意から出た言動であっても、対象者が結果として何らかの苦痛を感じれば法4条で禁止されることになってしまい、児童等は学校生活の中で自由に行動し、発言等したりすることが困難になる。また、児童等は、学校生活を送る中で、他の子どもとの交流の中で、対立したり、葛藤したりすることは避けられないことであり、それを乗り越えて成長していくものである。その中で、他の子どもの言動により苦痛を感じることもあるが、子どもに苦痛を感じさせるすべてが「いじめ」に当たり、法によって禁じられていると解すれば、法が、学校生活において、極力、他者との接触・交流を避けるべきとする誤ったメッセージを発しているとも受け取られかねない。

そこで、本委員会は、法が「児童等の尊厳を保持するため」に諸規定を定めていることを踏まえ（法1条参照）、法2条の「心身の苦痛」を「尊厳（人格）の侵害」という視点から考察することとする。

ウ なお、法2条1項は、「心身の苦痛」を「感じたもの」ではなく、「感じているもの」と定めているが、これは、ある行為の対象となった者がそれによって過去、心身の苦痛を一時的に感じたというだけでなく、心身の苦痛を継続的に感じているという心理状態をいうものと解することができる。行為の対象となった者が継続的に心身の苦痛を感じる状態に陥るとすると、その子どもは尊厳（人格）を侵害されていると評価することも可能であろうと思われる。

エ ところで、法2条1項が「いじめ」の定義を広く定めているのは、いじめの早期発見、早期対応のためである。いじめを限定的に解釈することにより、大人の目から漏れ落ちてしまう事案をなくすることが重要であるという視点から、まずは被害者の傷つきに着目し、何らかの対処を要すると考えられる事態を広くとらえたものと考えられる。一方、法28条1項の定める重大事態調査では、自殺や不登校に対して影響を与えた「いじめ」があったのかどうか、どのような影響を与えたのかを考察することが求められるところ、この段階においては、被害者の傷つきのみならず、被害者の傷つきを招来した行為者の行為について、社会生活において許されないものとして禁止され、指導の対象とされるべきか否かも評価を行うことが必要になる。そこで、「尊厳（人格）の侵害」という視点から「いじめ」の有無を検討することとしたのである。

オ そして、尊厳侵害性は、行為の対象となった者と行為者との関係性（関係の希薄性・優位性等）、行為の対象となった者の置かれていた具体的な状況、行為者の主観（意図、故意性の有無）、行為態様、反復・継続性等によって異なり得る。そうした事情を総合的に考慮し、行為の対象となった者の心身の苦痛が継続し、尊厳（人格）の侵害が認められる場合、「いじめ」と評価する。

(2) 具体的な考察対象

ア 9月頃、本件生徒が同じクラスの女子生徒に陰口の件を伝えて以降の複数の女子生徒の言動

(ア) 9月頃、複数の女子生徒は、同じクラスの男子生徒に対して、同じクラスの女子生徒の陰口を言い、その場面を見聞きした本件生徒は、そのことをその女子生徒に伝えた。本件生徒が陰口の件を陰口を言われた生徒に伝えたことを知った複数の女子生徒は、本件生徒のことをよく思わないようになり、一時期、本件生徒との交流が減った。また、複数の女子生徒は、何度も本件生徒のことを無視したり、睨んだりする態度をとるようになった。本件生徒もまた、陰口を言っていた複数の女子生徒に対して、よい感情を抱かなくなったものと推認される。

複数の女子生徒は、トイレや廊下等で固まって話をする事が多く、存在感があり、他の女子生徒の中には「怖い」と感じていた者もいた。一方、本件生徒は、男女問わず、誰とでも気さくに話をする生徒であり、複数の女子生徒とは、入学当初から特別に親しかったわけではなく、クラスメートの一員として交流がある程度であった。なお、本件生徒は複数の女子生徒に対して恐怖を感じたり、委縮したりすることはなく、対等なクラスメートとして、話す機会があれば会話する関係性であった。

- (イ) 特別に親しいわけではない女子生徒同士が、何らかの出来事をきっかけに、お互いにより感情を抱かなくなり、今まで以上に距離が離れることは自然に起こり得ることであり、悪意を持って、仲良しグループ内で特定の者を仲間外れにするような場合とは性質が異なる。また、もともと関係が希薄な者と交流が減少したとしても、一般に、被る精神的ショックは大きくない。さらに、複数の女子生徒との交流減少は一時的なものであり、冬頃には、複数の女子生徒の一部の者に対して、本件生徒の描いた絵を見せたり、部活の愚痴を言ったりと交流が復活している。

以上を踏まえると、複数の女子生徒との一時的な交流減少が、本件生徒の尊厳を侵害したものとは評価できず、「いじめ」とは認められない。

- (ウ) 一方、複数の女子生徒が、何度も本件生徒のことを無視したり、睨んだりする態度をとるようになったことについては、行為の継続性がある程度認められ、本件生徒に対する嫌悪感を表に出す積極的行動といえる。一般に、何度もこうした行為がなされると、「また、無視したり、睨むといった態度をとられるのではないか」といった不安な心理状態が継続するものである。本件生徒についても、何度もされていることを、一度友人に相談しており、ある程度継続した心理的苦痛があったと評価することができる。したがって、尊厳侵害性が認められる。

以上より、複数の女子生徒が、何度も本件生徒のことを無視したり、睨んだりする態度をとるようになったことは「いじめ」に当たる。

イ 合唱祭の練習中の複数の女子生徒の言動

合唱祭へ向け、ソプラノパートとアルトパートを合わせる練習が行われた際、アルトパートの複数の女子生徒が、声量の大きいソプラノパートや、その中心にいたソプラノパートリーダーの生徒や本件生徒のことを「調子に乗っている」

「本気でやり過ぎじゃない？」などと、アルトパート内で言った。その声は、ソプラノパートの一部にも聞こえるくらいの大きさであり、本件生徒は「調子に乗っている」などの発言が自分にも向けられていると認識した。

自ら助監督に立候補し、パートリーダーの生徒と共にソプラノパートの中心になって練習を引っ張り、他のパートに対しても声を出すよう促すなど、練習に積

極的であった本件生徒にとって、練習への熱量の低い複数の女子生徒からの「調子に乗っている」といった発言は不快なものであったと推認できる。本件生徒は友人や母親に練習がうまくいかないことなどを漏らしたり、クラスが嫌だと口に出したりしており、合唱祭の練習中に不快な思いをしたことが認められる。

しかし、複数の女子生徒の発言は、ソプラノパート全体に対して向けられた愚痴であり、本件生徒に対する悪意に基づき、本件生徒を標的にした攻撃であるとまでは認定できない。ソプラノパートの中で中心的役割を担っていたソプラノパートリーダーの生徒や本件生徒は、その他のソプラノパートメンバーに比べ、複数の女子生徒の発言に対する不快感を強く感じた可能性があるものの、その不快感は、練習への熱量が低く、すぐに愚痴をこぼすことに対する不快感と推認できる。実際、本件生徒は、「アルトとソプラノでうまくいっていない」「練習しない人が多くてまとめるのが大変」など、練習がうまくいかない悩みを吐露している一方、「嫌がらせを受けている」などの被害感を周囲に表明することはなく、11月の「教育相談アンケート&いじめ発見調査アンケート」でも、合唱祭の練習期間中にあったという「死ね、キモイ」などと書かれた紙をげた箱に入れられた件については被害を訴えている一方で、上記の練習中の発言についてはいじめとしての被害を訴えていない。

したがって、合唱祭の練習中になされた複数の女子生徒の言動は、本件生徒の尊厳を侵害したものとは評価できず、「いじめ」とは認められない。

ウ 本件生徒のげた箱に「死ね、キモイ」と書かれた紙を入れる行為

合唱祭の練習期間中に、本件生徒のげた箱に「死ね、キモイ」と書かれた紙を、複数回にわたって入れる行為があったのだとすれば、その行為は「いじめ」に当たる。

「死ね、キモイ」という表現は、人格的存在を直接的に否定する言葉であり、そうした言葉を記した紙を複数回、特定生徒のげた箱に入れる行為は、尊厳侵害性が高く、悪質な「いじめ」と評価できる。

エ LINE上で「ブロッコリー頭」と書き込む行為

10月下旬頃、女子生徒がLINE上で、本件生徒の頭髪について言及し、「ブロッコリー頭」と表現した。そのことを、本件生徒は、LINEのやりとりをしていた他の生徒から聞いて知った。

「ブロッコリー頭」とは、天然パーマがかかった本件生徒の髪型を揶揄する表現であり、身体的特徴をからかう言葉である。身体的特徴をからかう行為は、相手の人格的存在を否定するものであり、たとえ一度の発言だったとしても、言われたことを思い出したり、「また言われるのではないか」「他の人からも言われるのではないか」など、繰り返し不安な気持ちになったりすることが考えられる。したがって、身体的特徴をからかう行為は、継続的な心理的苦痛を与えるもので

あり、原則として、尊厳侵害性が認められる。

本件生徒は、小学生時代から自身の天然パーマのことを気にしており、LINE上で「ブロッコリー頭」と書き込まれたことを知ると、友人にその画像を送るよう依頼したり、母親に呆れや多少の怒りなど、苦痛の感情を表明したりしている。こうしたことから、「ブロッコリー頭」との書き込みにより、本件生徒の尊厳が傷つけられたと評価できる。

したがって、女子生徒によるLINE上での「ブロッコリー頭」との書き込みは、「いじめ」に当たる。

オ 男子生徒による「ブロッコリー頭」との発言

時期は定かでないが、複数の男子生徒が集まる中、その中の誰かが、本件生徒の方を見て笑いながら「ブロッコリー頭」と言った。

前述したように、「ブロッコリー頭」という本件生徒の身体的特徴をからかう発言は、相手の人格的存在を否定するものであり、原則として、尊厳侵害性が認められる。男子生徒による発言を、本件生徒が認識していたかどうか定かでないが、本件生徒が耳にしたら不快に感じることは容易に推認でき、本件生徒の尊厳を傷つける発言と評価できる。

したがって、男子生徒の発言もいじめに当たる。

カ 創作ダンスにおける非協力

(ア) 体育の創作ダンスの授業において、動きづくりの話し合いをする際、チームリーダーである本件生徒が司会役を務め、自ら案を示しながら話を進めようとしても、一部の女子生徒は二人だけ向き合って別の話をしたり、遊んだりしており、積極的に話し合いに参加する姿勢がみられなかった。そのため、本件生徒は強い怒りを覚え、チームメンバーを替えてほしいと複数回にわたり体育科教諭に訴えたり、母親や友人にいら立ちながら愚痴をこぼしたりするほど、不快な気持ちになった。

(イ) 授業への消極的な参加姿勢は、とりわけ積極的な生徒にとって不快感を抱かせることがあるが、それによって他の生徒の人格を侵害するものではなく、原則として尊厳侵害性があるとはいえない。ただし、特定の生徒に対する嫌がらせ目的で、故意に協力しないなどの場合には、悪意を向けられた生徒の心理状態は、単なる「不快感」にとどまらず苦痛と評価すべき程度に至る可能性があり、その場合、尊厳侵害性が認められ得る。

(ウ) 本件では、アで述べたように、本件生徒とクラス内の複数の女子生徒は、秋頃、関係が悪化した時期がある。しかし、11月半ばくらいまでにはこのような関係性も解消し、1月半ばから始まった創作ダンスの頃には、複数の女子生徒が本件生徒に対し、強い嫌悪感を抱いていたとは考えにくい。

また、創作ダンスで協力的でなかった一部の生徒は、チームリーダーである

本件生徒に対してのみ非協力だったのではなく、他のチームメンバーが声を掛けたときも、本件生徒が声を掛けたときと同様、反応が薄かった。

さらに、その生徒たちは、完全に授業に参加しなかったのではなく、本件生徒や他のチームメートから直接話しかけられると応答するときもあった。また、実際に動きながら取り組む授業では、他のチームメートと共に踊り、発表会でも踊りきっており、チームリーダーであった本件生徒を標的に、困らせてやろうという意図があったとまでは認められない。

その生徒たちは、授業や行事に参加する際、消極的な態度を示すことが多い生徒であったことも考慮すると、創作ダンスの授業においても、日ごろと同様の姿勢で臨んだに過ぎなかったとも考えられ、その生徒たちに、それを超える悪意等の意図があったと認めることはできない。

以上より、創作ダンスにおける非協力は、本件生徒に対する悪意に基づく故意性のある行為であると認めることはできず、本件生徒の尊厳を侵害するものであるとはいえないため、「いじめ」には当たらない。

キ 席替えに関する討議の際の言動

2月10日、本件生徒は、席替えの方法について話し合う学級会において黒板書記を務めた。その話し合いの際、「隣の席に自分と合わない人が来たらどうするのか」という発言があった。

この発言は、「くじ引き」という席替え方法に対する一つの意見に過ぎず、本件生徒の尊厳を侵害するものではない。仮に、司会を務めていた生徒や書記を務めていた本件生徒など、特定の者を「合わない人」として想定し、その者に対する嫌がらせとして、あえてクラス全員の前でなされた故意性のある発言であれば、暗に「合わない人」とされた者が発言の真意に気付き、辛く感じ、尊厳侵害性が認められることもあり得る。しかし、本件における「隣の席に自分と合わない人が来たらどうするのか」との発言は、「くじ引き」という席替え方法に対する反対意見として、複数の生徒からなされたものであり、故意性は認められない。

したがって、席替えにおける発言は尊厳侵害性がなく、「いじめ」ではない。

2 本件生徒の自殺に至る過程・心理の検証及びいじめと自殺との因果関係について

(1) 本件生徒における死に関連する表現の推移

本件生徒は、亡くなった中学1年生2月の他に、中学1年生8月頃に書かれたとみられる遺書を残している。それ以外にも、本件生徒の発言や創作物の中に、自殺または死に関連する表現が多数残されている。そうした表現がいつから認められ、どう推移していったのかを概観する。

本委員会が把握している限りで、本件生徒に死に関する表現が初めて認められたのは小学6年生の2学期と見られる。同級生に対して「死にたい」「死ぬのは怖

くない」と発言をする、死に関連する内容の絵を同級生や担任教員に見せる等の行動が認められたのがこの時期である。この時期以前は、本件生徒に関して周囲に心配を感じさせるような言動は認められていない。

次に明確な希死念慮が表現されたのは、中学１年生の８月頃である。小学６年生の担任教員に対する手紙として「自殺したい」と書いており、またこの時期に書かれたと思われる遺書の中では、自殺の方法、原因、死んだ後の周囲の反応について書かれている。同時期に書かれた「自殺予定日」の読書感想文の中でも、死にたい気持ちを表現しており、この時期に希死念慮が増大していることがうかがわれる。

これ以降、自殺に至った２月まで、具体的に希死念慮を口頭または書面で周囲に表出したことは認められていない。

しかし、１０月頃には、左手を傷つけた様子を同級生が見ている。また、死に関連する内容の絵は、小学６年生２学期に周囲に示されて以降、小学６年生の終わりごろには母親にも見せている。中学入学後は１学期から３学期に至るまでの時期にも大きな空白期間なく認められている。

以上に述べたとおり、本件生徒の死に関する思いは、小学６年生２学期にはすでに認められており、中学入学直後の８月頃に一旦増大し、その後明確な言動は見られなくなるものの本件生徒の心の内ではなくなることはなく、２月の自殺に至るまで持続していたと考えられる。

(2) 中学入学時点での本件生徒の心理状況

本件生徒の中学校生活は、例年より少し遅れて５月末から開始されているが、その直後の７月頃には明確な自殺への思いが表出されている。残されている言動や表現物からその頃の本件生徒の心理状況を検討する。

６月に行われたＱ－Ｕでは、本件生徒は「要支援群」に位置付けられる結果であった。承認得点では、ほとんどすべての項目が５段階で最も低い１（全くそう思わない）につけられており、自尊感情の低さ、強い孤独感が認められる。被侵害得点では、「クラスや部活動でからかわれたりばかにされる」「授業中に冷やかされることがある」「クラスの人から耐えられない悪ふざけをされる」といった、周りからの侵害行動に関する項目は最も低い１（全くそう思わない）であり、「クラスの中で浮いていると感ずることがある」「周りの目が気になって不安や緊張を覚えることがある」「学校に行きたくないときがある」など本人自身の感じ方に関する項目が４（少しそう思う）－５（とてもそう思う）に回答されている。「クラスの友人関係についてあまり知らない」の項目も５（とてもそう思う）に回答されている。このような対人不安と孤独感の存在は、中学入学直後で新しい環境に慣れていない状況も影響しているとも考えられるが、「明るく活発で誰とでも気さくに話すことができる」という周囲から語られる本件生徒の普段の様子との間には

隔たりが見られる回答である。

8月頃に書かれたとみられる遺書では、自殺の原因として、勉強、友だち、恋愛、バレーボールの4つを具体的に挙げている。この時期のそれぞれの状況について検討してみる。勉強は、勉強時間をなかなか増やせないことは生活設計ノートにも記載があるが、通知表の結果では標準的な成績が取れており、学習に関して明確な問題が生じていたとは考えにくい。友だちとの関係は、普段の様子では対人トラブルや周囲からの孤立といった状況は認められていない。言いたいことははっきり言える、周囲とのコミュニケーションが十分とれている生徒というのが周囲の評価であった。しかし、Q-Uの結果では、親しい友だちがいないと感じている回答が見られている。恋愛については、この時期に、何らかの特筆すべき出来事があるわけではない。バレーボールは、中学入学直後で部活でのトラブルは起こっていたとの情報は認められていない。新入生で唯一の経験者で、実力も周囲から認められていたが、母親によると、本件生徒のバレーボールに関する自己評価は非常に低かったとのことであった。こうして見てみると、客観的には4つの原因のどれもが自殺に至るような大きな問題が生じていたとは考えにくい、本件生徒自身がそれらの状況について「うまくいっていない」と否定的な見方をし、「苦しくて死にたくなった」と記載している。こうした否定的な自己認知はこの後も本人から繰り返し表現されるが、それは自己に限局されており、他者に対する評価や物事に関する評価、意見などは客観的な状況や周囲の見方から大きな逸脱は認められていない。

以上述べたことからすれば、本件生徒は、少なくとも中学1年生の7、8月の時点で明確な希死念慮を持っていたと考えられる。その背景には、自己に限局した否定的な認知に基づいた自尊感情の低さと、強い孤独感、対人不安があったと考えられる。

(3) 中学入学後の周囲との関わりと、本件生徒の心理状況への影響

ア 中学入学後の周囲との関わりについて、本委員会で把握している情報をもとに、本件生徒の心理状況にどういった影響を与えたのかを検討する。

イ 上述したように、入学直後の8月頃には遺書を書くなど、希死念慮の高まりを見せていた。

この時期、学校において2つの重要な意思表示を行っている。ひとつは、「自殺予定日」の読書感想文の中での希死念慮の告白である。最後には否定しているが、教員が読むことが前提である読書感想文に「できることなら今すぐにも死にたい」と書くことが周りに与える影響については十分に理解できていたと考えられる。そのうえで、書いて提出したということは、本件生徒からのSOSのメッセージであったと考えるのが自然である。しかし、結果として本件生徒に何らかの反応が返されることはなかった。また、本件生徒は、7月に

行われた教育相談で、自分自身の悩みについて涙ながらに担任に訴えたが、その後担任からは特に動きはなかった。こうした出来事は、本件生徒にとって、大人に相談をしたが助けてもらえなかった体験として感じられた可能性がある。

ウ その後、2学期に入って以降の周囲との関わりと本件生徒の心理状況を検討してみる。

本件生徒は、バレーボール部に所属し、熱心に活動するが、7月に3年生が引退した後、上級生である2年生の一部が熱心に活動しないことに不満を持つようになる。また、それに対応してくれないバレーボール部顧問教諭への不満も表出している。結果として副顧問教諭による指導があったが、その後も改善が認められなかった。

9月末から始まった合唱祭の練習では、助監督として熱心に関わっていたが、批判的な意見もあり、まとめるのが大変であると周囲にこぼしていた。

10月上旬にげた箱に「死ね」などと書かれた手紙が複数回入れられた可能性が高いが、本件生徒はその当時は誰にもそのことを話していなかった。11月に行われた教育相談でそのことを担任に話したが、その後その件について学校側から聞かれることはなかった。

11月上旬に行われた2回目のQ-Uでは、学校生活不満足群に位置付けられる結果であった。6月と比べたときに、承認得点についてはほとんどの項目（10項目中8項目）が6月と同様最低点である1点であり、唯一大きく変わったのは、「クラスで行う活動には積極的に取り組んでいる」が2点から最高点である5点になったことである。被侵害得点は、6月と同様、他者からのからかいや冷やかし、悪ふざけなどの被侵襲体験については最低点である1点であり、「周りの目が気になり不安や緊張を覚えることがある」「学校に行きたくない時がある」などの本人自身の感じ方が反映された項目は変わらず4点と高い点数になっている。6月と比べて変わった点は、「クラスの中で浮いていると感じることがある」「クラスの友人関係についてあまり知らない」が5点から3点に、「クラスの人から無視されることがある」が3点から1点に下がっていることである。このことから、中学生活が始まって半年ほど経ち、クラスに慣れてきたことやクラス内で積極的に活動していることについては自覚してきているが、周囲から認められているとか信頼できる他者の存在などは相変わらず低く、自尊感情の低さや孤独感は変わらない状況であった。また、周囲からの被侵襲体験は否定されているが、対人緊張や登校への抵抗は変わらず認められている。

この頃の周囲から見た本件生徒の様子として、大部分の周囲からの意見は、家族も含めて、「元気で一生懸命やっている」「特に変わったところはなかった」であった。しかし、同級生の一部には、10月頃から「暗くなった」、11月には「一人で登校し、本を読んでいる姿が見られた」などの変化が把握されてい

る。そうした中、11月下旬から自ら立候補して学級委員になる。本件生徒は、学級委員として、問題なくきちんとその職務を行っているとの評価を周囲から得ていた。

12月に入って、バレーボールをやめたいと母親に話した。その前後に、同級生に対してもバレーボールをやめたい気持ちを話しており、この時期にそうした気持ちが強く見られたようである。バレーボールについてはその後も続けており、1月に入ってジュニアクラブへの参加を母親に勧められた時にはやりたい気持ちを伝えていた。しかしその後、1月末から2月上旬にかけて3回、自分のポジションをクビにさせられてしまったという部活においてうまくいかなかったことをバレーノートに記載している。

1月中旬には創作ダンスの授業の中で、やる気のない生徒と同じグループとなり話し合いがうまく進まないことに困り、体育科教諭に班替えを希望するが認められないことがあった。

12月から1月にかけて、登校を渋ることがあったり、「自殺予定日」の本を買ってもらったりするなど、気持ちの変化があった様子うかがえる。また、理由は不明であるが、11月末から1月上旬にそれまで参加していた同級生とのLINEグループを急に退会している。一方で、1月中旬に行われた教育相談では特に訴えは見られなかった。

1月中旬以降、登校を渋ることがあったり、生活設計ノートの記載に、怖いという記載が見られたりするなど、精神状態の変化がうかがえる。

2月12日に自殺をする前に遺書（動画及びメモ）を作成している。その中で、他の人がせっかく素直な言葉をくれても、自分の中で捻じ曲げてしまうこと、中学入学後皆が怖くて信用できなくなったこと、それゆえずっと笑っていたこと、自分のことを分かってくれたのは誰もいなかったことといった対人不安、孤独感とそうした中で頑張って平気な顔をして過ごしてきたことが記載されている。

エ 中学入学後の周囲との関わりと本件生徒の心理状況を検討すると、以下の2点を思わせる状況が繰り返されていると考えられる。

ひとつは、頑張ってもうまくいかない体験である。本件生徒は誰とでも関わることが出来ると周囲から評価されていたが、本件生徒の中では本当に信頼し合えると感じられる友人はおらず孤独感を抱いていた。また、バレーボール部には一生懸命関わっていたし周囲の誰もが評価をしていたが、部内の雰囲気も自分自身のバレーボールの技量も本人が求める水準に達することがなかった。高いレベルでのバレーボールを目指して頑張っていたが、1月に入って、指導者に練習から外されたことに反応して、自分のポジションをクビにさせられてしまったことにショックを受けている。合唱やダンスの練習場面においても、

中心となって周りを引っ張っていかうとするが他の生徒の協力を得られず思ったとおりにいかない体験となっている。客観的に見たときにはそれほど悪いことにはなっていないような状況であっても、自尊感情の低い本件生徒にとって、友人関係、学級活動、バレーボール等のどの領域でも、頑張ってもうまくいかない体験となっており、その不全感が本件生徒の更なる自尊感情の低下に結びついたと推察される。

もうひとつは、大人が守ってくれない体験である。本件生徒は、たびたび大人に助けを求めている。6月の教育相談では、自分自身の悩みについて担任教諭に相談したが、十分に取り上げてもらえなかった。読書感想文に自らの希死念慮について書いたが、何の反応も返ってこなかった。げた箱に悪口の書かれた手紙が入っていた件について教育相談で話したが、その後の様子を聞かれることもなく、本件生徒としては重大なこととして受け止められなかったと感じたのではないかと推察される。また多くの創作物に自らの不安定な気持ちを反映した内容を記載しているが、それに関して心配をされることはほとんどなかった。大人に助けを求めたのはこうした死に関することだけでない。バレーボール部における先輩の行動について不満を持っていたが、顧問教諭の対応は本件生徒が求めているものではなかったり、ダンスの練習について班替えを希望した時に同教諭（体育科教諭）から認められなかったりといったこともこうした気持ちをもつ体験となった可能性を否定できない。小学校の時と比べて担任教諭が関われる部分が限定されており、本件生徒が信頼することのできる存在が本件中学校には存在しなかった。そうした中で、本人が困難を感じたときに助けを求めても助けてもらえない体験が繰り返されて、他者への失望感・孤独感を強めていったのではないかと推察される。

上記のような体験を繰り返す中で、「何をやってもダメで死んでしまいたい自分」と「認めてもらえるように頑張らないといけない（頑張りたい）自分」の二面性を持ち、その中を行ったり来たりしながら、不全感・孤独感を深めていったのではないかと考えられる。

(4) 精神医学的診断について

自殺の原因として精神障害が背景にあることが少なくないことは広く知られている。本件に関して、極めて限定された情報をもとにするしかないが、可能な限り精神障害の可能性について検討しておきたい。

まず、生来の発達障害（自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症）の存在について検討する。幼児期から明るく活発な印象のあった子どもであったが、注意集中、多動衝動性、対人コミュニケーションの問題、特定の認知の偏りを示す学習状況等は、家族や教員からの聴き取りの中では聞かれることはなく、集団適応の問題も認められず、発達障害の存在は否定的である。

自殺に直接関係する精神障害として、うつ病等の気分障害、解離性障害、統合失調症などの精神病性障害などが想定される。

気分障害は慢性的な希死念慮の存在や自尊心の低下（または自己に関する無価値観）が認められるが、その他の抑うつ症状の存在が認められず、肯定されない。

解離性障害は、経過中解離を思わせるような意識の途切れや人格の交代、極端な性格や情動の変動などを示すエピソードが全く認められず、肯定する証拠がない。

それ以外の精神障害についても、本委員会が得られた情報の中では、積極的に何らかの精神障害に罹患していたことを肯定するものは認められなかった。

(5) 本件生徒の自殺に至る心理の経過

自殺の原因としては、元々の本人自身の自尊感情の著しい低さがあり、何らかの不全感や挫折感などの心理的負担が積み重なることで希死念慮が高まり、自殺に至る可能性が高まったと考えられる。

小学6年生2学期頃より、希死念慮が生じており、中学に入学して間もない頃にはその明確な高まりが認められている。中学に入学して間もない頃遺書を書くに至る希死念慮の高まりには、中学校という新しい環境へのなじめなさ、小学校時代に担任教諭から得られていた情緒的な保護機能が失われたことなどが関係しているのかもしれない。

中学生活を送る中で、「頑張ってもうまくいかない」と本人が感じたと考えられる体験がいくつも認められる。客観的には必ずしもうまくいっていないわけではないとみられることであっても、本人の主観的な見方では不全感を高めることとなり、自尊感情を更に低くする方向に導いたと考えられる。併せて、もともと強い対人不安や孤独感を持っていた本件生徒にとっては、周囲の大人との関わりを通して、「周囲から守ってもらえない」「周囲にわかってもらえない」と感じることを繰り返し体験したと考えられ、そのことが孤独感や自尊感情の低下を強めたと考えられる。こうした本人の心的体験の積み重なりが、最終的に1月から2月にかけての希死念慮の高まりに結びついていったと考えられる。

(6) 本件生徒に対するいじめと本件生徒の自殺との因果関係

最後に、本件生徒に対するいじめと本件生徒の自殺との因果関係について触れる。

本件生徒から表出された表現をもとにしたときに、同級生との関係性が、本件生徒の自殺または自殺につながるような精神的負担に大きな影響を与えたとの根拠は見当たらない。

遺書の中では、特定の生徒について非難するような表現は見当たらない。

Q-Uからうかがわれる本人の心理的状況では、本人自身の自尊感情の低さや対人関係への自信のなさが見られるが、「他者から侵害されている」体験は否定され

ている。

たしかに、中学に入ってから他者との関わりの中で、本件生徒の不全感を強め、自尊感情を低下させることに影響したと考えられる体験が複数認められており、その中には本委員会がいじめと認定した事実も含まれる。しかしながら、本件生徒自身が抱えていた否定的自己認知や不全感、孤独感の程度は相当に大きいものであり、それと比較すると、中学に入ってからそうした複数の体験による影響の程度は大きくないと見ざるを得ない。

よって、本委員会は、いじめと自殺との因果関係を認めるに足りないとの結論に至った。

3 学校・教員の対応について

(1) はじめに

ア 法23条1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。そして、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すことが求められる（文科省基本方針30頁）。

上記のとおり、法は、子どもが心身の苦痛を感じている「いじめ」の存在を前提として、学校・教員による対処を求めているが、学校・教員において対処を要する「いじめ」が認められないからといって、学校・教員において当該児童等に対して何らの対応が求められない、ということを意味しない。

「いじめ」が存在しない、したがって、いじめを行う児童等に対する指導の必要がないという判断に至る事案であったとしても、他方で、当該の児童等が何らかの悩みや心配を抱え、学校や家庭での日常生活に支障を与えるほどの心理状態にあるのであれば、その心理状態の内実を把握し、それに適切に対処することが求められる。児童等の「いじめ」の有無・程度を把握することはもちろん大切なことであるが、それにとどまらず、当該児童等が、何らかの原因、背景で悩みや心配を抱えているのであれば、その原因、背景事実を把握し、その状況に即した適切な援助を差し伸べることが学校側には求められているのである。

悩みや心配を抱えている当該児童等に寄り添い適切に対応することの必要性は、文科省初等中等教育局児童生徒課が毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果からも指摘することがで

きる。すなわち、同調査では、自殺した児童生徒の学年別人数とともに、自殺した児童生徒が置かれていた状況についても統計的に示されているが、児童生徒が置かれていた状況がわかっているもののうち、「いじめの問題」は割合的に少なく、家庭不和、父母等の叱責、学業等不振、進路問題、友人関係での悩み（いじめを除く）が比較的多い割合を占めている（たとえば、本件生徒が本件中学校に入学する令和2年4月の前年である令和元年10月に発表された平成30年度調査結果によれば、家庭不和12.3%、父母等の叱責9.0%、学業等不振5.1%、進路問題8.4%、友人関係での悩み（いじめを除く）4.8%、いじめの問題2.7%とされている。令和4年度調査結果によれば、家庭不和10.5%、父母等の叱責8.3%、学業等不振5.4%、進路問題9.0%、友人関係での悩み（いじめを除く）7.8%、いじめの問題1.2%とされている。）。)

このように子どもが自ら命を絶つという背景要因には、いじめ以外の様々な要素が考え得ることからすると、学校側は、子どもからSOSが発せられたときは、学校生活に関係する要因のみならず、家庭的な要因も含めて、子どもの悩みや心配の原因、背景事実を丁寧に探ってゆくことが求められるのである。

イ 生徒が希死念慮を表明するなど、SOSを発しているときに、その生徒の心理状態を理解したうえで適切な援助を差し伸べることのできる組織体制の構築については、以前から文科省が指摘していることである。

文科省が策定した「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル（平成21年3月）の第3章では、「自殺予防のための校内体制」についてまとめられているが、その冒頭に、「子どもは、毎日の生活時間の多くを学校で過ごしています。そのため、学校が子どもの抱える問題にはじめて気付く場となることも少なくありません。自殺予防においても、子どもが深い悩みや苦しみを抱えたときに「助けて」と訴えることができ、その救いを求める叫びを受け止める関係と仕組みが学校の中に作られていることが望まれます」と注意喚起されている。そして、具体的な仕組み作りについては、自殺の危険に早く気づき対応する「危機対応」のための校内体制として、校内に、校長を含む管理職、生徒指導主事（担当者）、教育相談主任（担当者）、学年主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる「危機対応チーム」を組織することが奨励され、自殺の危険が高まるような場合には、危機対応チームのメンバーに子どもとの関わりが密接である担任や部活動顧問などを加え、情報の共有、役割分担、基本方針の決定などを行うとされ、さらに、誰が子どもや保護者と直接関わるのが適切かを状況に応じて見極め、その人（キーパーソン）を中心としてチームで対応するとされている。そして、危機対応の流れがわかりやすく図示されている。

いじめに対する対処について、組織的対応の必要性がしばしば指摘されるが、このように、組織的対応の必要性は、いじめ対応に限られることではないのである。

る。

ウ 2(6) (49～50頁) で考察したとおり、本事案は、本件生徒が自殺に至るまでの間にいじめは存在していたものの、いじめが自殺の要因と評価し得る事案ではない。したがって、学校・教員がどのように対応していたら本件生徒の自殺を回避できていたかを検討する際に、「いじめへの対処」のみに焦点を当てることは事の本質から外れることになる。

本件生徒は、中学校に入学して間もない1学期の時点において、希死念慮を表明することを始め、数々のメッセージ(SOS)を発していた。本件生徒の自殺に至るまでの経過の中で、本件中学校の教員は、本件生徒の自殺について全く予想していなかったのであるが、本件生徒が発していたSOSを、的確に把握し対処することができたのではないか、それができていれば、本件生徒の自殺を回避できたのではないか、との視点を持って、本事案を検証してゆくことが必要である。

(2) 本件中学校・教員の対応について

ア 1学期末までの間に表明された本件生徒のSOSへの対応について

(ア) 7月3日の教育相談での本件生徒の発言と教員の対応

7月3日に実施された教育相談における担任教諭と本件生徒の会話の中で、本件生徒は、自分自身の悩みについて話した。

本件生徒は、話をしたときには、涙を流していたのであり、担任教諭は、必要性を感じて、本件生徒が話したことを学年会の場で情報共有し、学年主任や国語科教諭、体育科教諭ほか学年の教員にも情報共有され、本件生徒の様子をみるということにはなった。

(イ) 6月26日に実施されたQ-U結果の共有の状況

6月26日に実施されたQ-Uについて、7月31日、講師を招いて教員がQ-Uの読み取り方、考え方等について学習する研修会が実施され、講義の後、学年ごとに分かれて各生徒のQ-U結果が共有された。

本件生徒のQ-Uの結果は、承認得点が11点、被侵害得点が29点で、本件生徒は「学級生活不満足群」のうち、「要支援群」に位置付けられる生徒であった。「学級生活不満足群」は、耐えがたいいじめ被害や悪ふざけを受けている可能性が高く、また、本人が非常に不安傾向が強い場合も考えられるとされている。なお、承認得点50点中11点は、クラスの生徒の中でも極端に低く(グラフ上では欄外に位置する)、被侵害得点50点中29点も、クラスの生徒の中で最も点数が高い。所属するクラスの中では、「要支援群」に位置付けられる生徒は本件生徒のみであり、生活面での支援レベルは「三次支援」

(一斉指導に参加させるには、個別の特別の支援が必要、または、一斉指導と並行して行う、その子独自のプログラムが必要)に位置付けられた。

本件中学校のいじめ防止基本方針では、「いじめ防止のための取組」として、「Q-Uを元にした校内研修会を行い、教職員の研修を深める」としつつ、いじめの早期発見のあり方における「見えにくいいじめを察知するための具体的対応」として、「Q-Uアンケートの分析結果に基づいた学級生活不満足群生徒の個別面談、要支援群生徒の情報共有等に学校全体で取り組む」とされていた。

しかしながら、7月31日に実施されたQ-Uに関する研修会では、学年ごとに分かれて各生徒の結果が共有されたただけであり、Q-Uの結果を踏まえた対応のあり方については学年教員の判断に任せられ、学校全体として情報を共有し対応方法を検討するということも行われず、管理職から学年教員に対して気になる生徒の情報共有、情報提供を求めるということもされなかった。

また、学年の教員においても、本件生徒のQ-Uの結果を受けて、個別面談が必要であるとか、保護者への連絡が必要であるとかいう意見が出ることはなく、具体的な対応方法が議論、検討されることはなかった。

担任教諭は、研修会を受けて、「Q-U結果のまとめ」の用紙の「要支援群」の箇所を○で囲んで矢印を引いたうえで、「学校で共有する チャンス面接（ろうかであったりしたとき）の声のかけ方」と書き込んでいるにもかかわらず、実際には学校での共有もなされず、個別面接も実施されなかったのである。

- (ウ) 1学期末（8月6日）までに提出された「自殺予定日」の読書感想文（「自殺について」）への対応

本件生徒は、7月6日に図書館で借りた「自殺予定日」の読書感想文を書いて、遅くとも1学期末の8月6日までに提出している。この読書感想文中で、本件生徒は、「何度も自殺したいと思ったことがある。」「できることなら今すぐにも死にたい。」などと書いていたが、国語科教諭は、この読書感想文全体について、その内容を理解するほどに読むことをしておらず、従って本件生徒が書いた上記内容から危機感を感じることもなく、本件生徒がこのような内容の読書感想文を書いていることについて、担任教諭にも、学年の他の教員とも共有することをしなかった。

- (エ) 学期末までの間に本件生徒に関して得られた情報を踏まえて、情報を校内で共有し、本件生徒の心理状態を丁寧に把握し、対応することの必要性和実際の対応

以上述べたように、1学期末までの間に、本件生徒が、自分自身の悩みを泣きながらしていたことが学年教員で情報共有され、様子を見るということになったところ、Q-Uの結果で、「学級生活不満足群」のうち、「要支援群」に位置付けられる結果となったのであるから、担任教諭を始め、学年教員と

しては、本件生徒が、何らかの対処（心のケア等）を要する心理状態にあると判断することができ、少なくとも、本件中学校のいじめ防止対策基本方針に従い、学校全体で情報を共有し、スクールカウンセラー等による個別面談等を通じた、本件生徒からの丁寧な聴き取りや心理的ケアを実施することができたと考えられる。

また、「自殺予定日」の読書感想文には、本件生徒の「何度も自殺したいと思ったことがある。」「できることなら今すぐにでも死にたい。」との気持ちが表出されていたのであるから、国語科教諭として、当然にその内容を把握し、担任教諭はじめ学年教員や管理職に情報共有すべきであった。もし、この情報が学年教員や管理職に情報共有され、本件生徒に対する対応のあり方について養護教諭やスクールカウンセラーも含むチーム会議等で組織的検討がなされていたとしたら、本件生徒のQ-U結果に示された内容とも合わせ考えると、まずは、本件生徒に対して丁寧な個別面談を実施し、その内容を踏まえて、保護者との情報共有、心理的・医療的ケアにつなげられ、本件生徒の心の苦しみを理解し、それを緩和する方向で対処することができた可能性が高かったと考えられる。

しかしながら、本件中学校の教員は、本件生徒の心理状態の危機的状況を示すこれだけの情報を持っていながら、本件生徒との個別面談すら行わず、何ら具体的対応をとらなかったものであり、不適切であったと指摘せざるを得ない。

イ 2学期教育相談での対応について

(ア) 11月中旬に実施された教育相談に先立つ「第2回教育相談アンケート&いじめ発見調査アンケート」において、本件生徒は、「この頃、心身の調子はどうですか？」の質問に対し、「少し不安がある」の選択肢に○をつけて回答するとともに、いじめについては、「紙などに『死ね、キモイ』などを書かれてげたばこに入れられる。」ことが10月ころに3、4回くらいあったが、その後なくなった旨回答した。本件生徒は、このアンケートを踏まえた教育相談では、担任教諭からの質問に対し、紙を入れられたのは合唱祭の練習期間中であつたように思うこと、入れられた回数は3、4回だったと思うということ、紙は付箋のようなものだったこと、登校した際紙を見つけたこと、紙をすぐに捨てたこと、もう1回あつたら先生に言おうと思っていたけれどなくなったのでそのままにしていたことを話した。本件生徒は、紙を入れられた時期や回数について記憶があいまいで、入れられた回数について、2、3回だったかもしれないと言い直す場面もあった。

担任教諭は、本件生徒に対し、今度そういうことがあつたらすぐ言うように伝え、その後、上記情報を学年教員間で共有したが、担任教諭と学年主任教諭

は、被害があつてから1ヶ月ほど経過し、再度の被害もないようであり、切迫性がない等と判断し、アンケート調査や聴き取り調査はせずに、しばらく様子をみることにした。この情報は管理職にも共有されたが、いじめ事案として事実確認等の対応がなされることはなかった。

- (イ) 法23条1項及び2項では、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめの事実を確認するための措置を講ずるものとされているから、上記教育相談アンケートを踏まえた教育相談において、いじめの相談を受けた教員として、いじめの事実確認を行うことが必要である。

「紙などに『死ね、キモイ』などを書かれてげたばこに入れられる」ことが、相談を受けた時点でなくなっていたとしても、本件生徒によれば、それが複数回行われたとのことであり、書かれている内容は「死ね、キモい」というもので、本件生徒の尊厳を否定する悪意のある内容のものであることからすると、何ら事実確認の措置を講じないことは誤った対応である。

確かに、本件生徒から申告を受けた時点では、「死ね、キモい」と書かれた紙は捨てられており、客観的証拠は残っていないことから、事実確認も難しくなることは否定できないが、まず、本件生徒自身から、当該いじめが、どのくらいの時間的間隔を空けて行われたのか、発見したのはどの時間帯なのか、その当時、そのような悪意あるいじめをされるような人間関係等で心当たりがあるのかどうか、そのような行為をされたことによってどのように感じているのか、というような事情を丁寧に聴き取ることは可能であり、そこで得られた情報をその後の事実確認の手がかりとすることはできる。また、アンケートや聴き取り等の調査を実施することによって、事実関係が明らかになる可能性も否定できない。具体的な調査手法については、調査を実施することによって本件生徒に何らかの影響が及ぶ可能性があるから、もちろん、本件生徒や保護者の意向に配慮しつつ慎重に進めるべきことはいふまでもないが、その意向の確認なくして、事実確認を一切行わないと判断したとすれば、それは法の趣旨を正しく理解していないといわざるを得ない。

法22条は、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」と定めている。そして、酒田市いじめ防止基本方針では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。」とされ、本件中学校の「いじめ防止基本方針」では、「いじめが疑われる場合には、一人で抱え込まず、いじめ防止対策組織

（法２２条）への報告・相談を行い、速やかに組織的対応をとる。」「報告、相談を受けた対策組織は、いじめの事実の有無を確認し、外部専門家の協力等も得ながら、被害生徒等への支援や加害生徒等への指導等を行う」等と定められている。にもかかわらず、本件中学校においては、そもそも、いじめ防止対策組織が常設の組織として設置されていなかった。令和２年度においても、いじめ防止対策組織（法２２条）の会議を開催したことはなく、いじめの案件については、それぞれの案件に応じて、個々の担任教諭が個別に対応したり、あるいは、学年主任に報告がなされた後、随時、管理職、生徒指導部長、学年主任、担任教諭等、必要と考えられる教員間で情報共有され対応方針等が検討されていた。このような組織的対応の欠如により、事案ごとの対処が場当たりのになり、本来なされるべきことがなされていなかったものと推察される。

- (ウ) なお、本委員会は、仮に、本件生徒が訴えるいじめの事実がなかったとしたら、本件生徒から担任教諭に対して発せられたＳＯＳであった可能性がある」と指摘した。法は、子どもが心身の苦痛を受けている状態にあるときに、学校がそれを何らかの対処を要すべき事態であると位置付けて、要因、背景等の事実関係を明らかにするとともに、心身の苦痛を受けている子どもに寄り添うことを求めるものであり、「いじめ」が認められない場合には何ら対処を要しないとしているものではない。仮に「いじめ」が認められないということがあったとしても、子どもに寄り添って丁寧に話を聴き、その心身の苦痛の内実を丁寧に聴き取り、心理的ケア等の必要な措置を講じることを求めているものと理解すべきである。

また、すでに指摘したとおり、本件生徒については、１学期末までに学校側で保有していた情報からして、本件生徒は希死念慮を表明しており、Ｑ－Ｕも、「学級生活不満足群」のうち、「要支援群」に位置付けられる結果であったことからして、より丁寧に対応すべき生徒であったことは明らかである。

以上のような観点からしても、教育相談における本件生徒のいじめの訴えを受けて、本件生徒からの丁寧な聴き取りその他の事実確認の措置を講じなかった学校・教員の対応は、不適切であると評せざるを得ない。

- (エ) なお、「死ね、キモイ」などと紙に書いてげた箱に入れる行為が「いじめ」に該当することは明らかであるが、本件中学校においては、この事案を市教委に報告する「いじめ」認知件数の中に含めていない。事実確認を行ったうえで事実が否定されたというのであれば、そのような対応もあり得るが、本件においては、学校・教員は、本件生徒の申告を受けた後、いじめの事実確認すら行っていないとすると、これをいじめとして認知しないとした対応は、合理的根拠を持たない感覚的、恣意的対応であると考えられ、この観点からしても、本件中学校の対応は不適切である。

ウ 11月10日に実施されたQ-U結果の共有、対応の状況

(ア) 11月10日に実施されたQ-Uの結果は、12月10日のQ-U研修会において学年教員で共有された。各生徒が「学級生活満足群」「非承認群」「侵害行為認知群」「学級生活不満足群」のどこに位置付けられているかなどの情報を共有したり、2回目の結果と1回目の結果を見比べて対応を検討するなどされたが、本件生徒について、個別面談が必要であるなどといった意見が出ることはなく、本件生徒について何らの対応もされなかった。

担任教諭によれば、学校での元気で楽しそうな本件生徒の様子を見て、Q-Uの結果が実態にそぐわないケースもあるので、本件生徒の場合もそうだろうと受けとめた、また、2回目は1回目比べ、被侵害得点が改善し、「要支援群」ではなくなっていたことをみて、Q-Uの結果が現実の本件生徒の様子に近づき、少し改善傾向にあると認識した、ということである。

(イ) しかしながら、本件生徒は依然として「学級生活不満足群」に位置付けられ、とりわけ承認得点15点というのはクラスで最下位と（グラフ上では欄外になる）、著しく低い結果であった。「クラスで行う活動には積極的に取り組んでいる」に限っては5点であり、前回の2点よりは改善しているものの、承認得点に関する質問10項目のうち8項目（前回は9項目）が1点であることからすると、承認得点の低さは、1回目と実質的な変化がないとみられ、改善傾向にあるとして軽視することは相当ではない。たとえば、本件生徒は、「学校内に本音や悩みを話せる友人がいる」「何かしようとする時、協力してくれる友人がいる」「学校内で私を認めてくれる先生がいる」という問いに対し、11月時点でも、6月と同じく「全くそう思わない」の1点をつけている。まだ学校が始まったばかりの6月の時点であればまだしも、それなりに時間が経過しクラス内の人間関係が形成されてきている11月の時点でもこのような回答をしているのであるから、もし教員の方で、本件生徒の学校での元気で楽しそうな様子との隔たりが著しいと感じたというのであれば、なぜこのようなアンケート結果になるのかという素朴な疑問を解消すべく、その隔たりの原因、背景を個別面談等を通じて探求してしかるべきである。

本件生徒は、11月の「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」の「教師との関係」に関する「学校内に悩みを相談できる先生がいる」「学校内に気軽に話ができる先生がいる」という問いに対しても、「全くそう思わない」の1点をつけていることからすると、本件生徒が何らかの悩みを抱えながらも教員には全く打ち明けられない状態にあることがうかがわれるのであり、より一層、教員の方から積極的なアプローチが必要であったというべきである。

(ウ) また、このQ-Uを実施したのは、本件生徒が、アンケートや教育相談にお

いて、「死ね、キモい」などと書かれた紙をげた箱に入れられたといういじめを訴えた時期と重なっている。そうだとすれば、Q-Uの結果は、本件生徒に対してなされたいじめの影響も否定できないとして、12月10日の時点で、あらためて、学校全体で把握し、対処すべき情報と位置付け、集団的討議を行い、スクールカウンセラー等による個別面談等を通じた、本件生徒からの丁寧な聴き取りや心理的ケアを実施することが必要であったというべきである。

本来であれば、1回目のQ-Uの結果を踏まえて、学校全体で情報が共有され、本件生徒に対する個別面談、心理的または医療的ケア等につなげられるべきであったことはすでに指摘した。もし、それがなされていれば、2回目のQ-Uの結果が出た後も、双方の結果を比較しつつ、引き続きいかなる対応をすべきかの検討等を含め継続的な対応がなされていたと思われるが、1回目のQ-Uの結果を踏まえて何らの対応もなされなかった。そして、2回目のQ-Uの後も、それが、本件生徒のいじめの訴えの時期と重なっていたにもかかわらず、何らの対応もなされなかった。

12月10日の時点において、学校全体として情報を共有し、本件生徒に対する個別面談等を実施して丁寧に対応していれば、本件生徒の心理状態を把握し、必要な心理的ケア、医療的ケアが実施されていた可能性がある。そうしていれば、本件生徒の心配、悩みも緩和され、本件生徒が2月に自殺を図るという事態に至らなかった可能性も否定できないと思われるのであり、学校・教員が、本件生徒の発するSOSを悉く見落とし、何らの対応もしなかったことは極めて問題であったといわざるを得ない。

第5 同種事案の再発防止への提言

1 自殺予防の視点から

(1) はじめに

本件生徒は、本件中学校において、積極的に授業や部活動、委員会活動などに取り組み、男女問わず、誰とでも気さくに話をしながら、表面的には明るく元気に過ごしていた。そのため、教職員にとって、自殺を予期し、防ぐことが非常に難しい事案であったようにも思われる。

しかし、本件生徒は、教育相談、Q-U、読書感想文などにおいて、実は多くのSOSを出していた。そのため、教職員が本件生徒のSOSに無理なく気付き、適切に対応できた可能性があったといえる。

表面的には、対人関係の構築や学校生活を送る上で格別の困難を抱えているようには見えないけれども、内心においては、希死念慮を抱きつつ、生活の中でさまざまな葛藤を感じ、生きづらさを抱えている子どもが存在する。

本委員会は、そのような子どもの自殺をいかに防止するかという視点から、再発防止策を提言する。

(2) 子どもからのSOS情報の収集・分析について

ア Q-U回答結果について

(ア) 本件生徒のQ-U回答結果の分析

本件中学校では、生徒の個々の特性・心情面の理解につながるQ-Uを実施していた。

本件生徒のQ-Uの結果は、1学期は「学級生活不満足群」のうち特に支援が必要な「要支援群」、2学期も「学級生活不満足群」であった。

個々の回答結果を見ると、「学校内に本音や悩みを話せる友人がいる」「何かしようとする時、協力してくれる友人がいる」「学校内で私を認めてくれる先生がいる」という問いに対し、2回とも「全くそう思わない」の1点であるなど、本件生徒の個別の回答内容は、本件生徒が普段の学校生活で見せている、誰とでも気さくに話し、明るく元気な様子と著しい隔たりがあり、本件生徒が何らかの悩みを抱えながらも教員には全く打ち明けられない状態にあることがうかがわれるものであった。

しかし、本件中学校の教員は、本件生徒が「要支援群」や「学級生活不満足群」に属しているという情報を共有するにとどまり、個別の回答結果を十分に分析することなく、本件生徒の内心における悩みや孤独を把握するには至らなかった。

(イ) Q-U回答結果から得られる情報の適切な収集・分析

Q-Uは、児童生徒を4つのタイプに分けて理解することができるアンケー

トであるところ、特に「学級生活不満足群」や、さらにその中でも特に心配な「要支援群」に位置する生徒については、個別の質問への回答内容を1つ1つ確認し、特に低い項目は何かなどの情報を収集し、精査すべきである。さらに、なぜそのような結果になっているのか分析することが重要である。

イ 作文について

(ア) 本件生徒の「自殺予定日」読書感想文の分析

本件生徒は、読書感想文の題材として「自殺予定日」を選び、標題を「自殺について」として、1学期末までに課題として提出した。本件生徒は、この読書感想文の中で「何度も自殺したいと思ったことがある。」「できることなら今すぐにでも死にたい。」など書いていたが、本件中学校の教員がこのような記述に気付くことはなかった。

(イ) 作文から得られる情報の適切な収集・分析

文章で思いを直接表現することができる作文は、内面の不安や悩みなどが吐露されることが多い創作物である。作文は、教員の側から設定された共通のテーマについて子どもが書くものもあれば、読書感想文のように、子どもの方で対象物（書籍）やテーマを選択して書く自由作文もある。後者については、子どもが興味・関心を抱いた対象物やテーマが選択される可能性があり、その内心が作文の内容に反映される可能性があるものであることからすれば、子どもがいかなる対象物やテーマを選択しているのかについて注意を払うべきである。そして、「死」や「自殺」をテーマとする書籍を選択したり、そのようなテーマをタイトルとして自由作文を書いている場合などは、文章の中で子どもから何らかのSOSが発せられている可能性がある。したがって、そうした作文については、教科に関する評価の視点からだけでなく、自殺予防の視点から注意深く目を通し、子どもの内心の苦悩に関わる情報を収集、分析すべきである。

ウ その他の創作物について

本件生徒は、上記読書感想文以外にも、様々な創作物の中で、SOSのサインと考えられる記載を多数行っている。これらは「気になる表現」であるが、ひとつをもってSOSを感じ取ることは難しいかもしれない。しかし、そうした表現が多数みられることが共有できれば、支援の必要性に気付くことが可能となるかもしれない。

学校生活の中では、多くの教科担任教員が生徒に関わっており、各教科で様々な形で子どもの創作物に触れる機会がある。教員が、些細な「気になる表現」に気付くことができることと、そうした気になる表現を教員間で共有し、全体として子どもの出すSOSに気付くことができるようになると、幅広い視点での支援が可能となる。

(3) 子どもからのＳＯＳに気付ける力を養う研修の実施

非行や不登校、自傷行為など、子どもの心情の変化が外形的に表れている場合、教員は子どもが心の内に抱えている悩みに気付きやすく、自然と具体的対応につなげられることが多い。

一方、一見、明るく元気に見える子どもであっても、心の内に苦悩を抱えていることがある。学校生活を通して、日常的に子どもと関わりあう教職員が、内心に苦悩を抱える子どもに気付けるスキルを向上させることは非常に重要である。

したがって、表面的に元気な子どもから発せられるＳＯＳに気付く力や、子どもとの日常的な関わりの中で心の変化や危機に気付く力などを養う、教職員向けの研修を実施すべきである。

また、教職員の相談スキルの向上も求められる。教職員が子どもと信頼関係を築き、子どもが相談しやすい環境を整えると共に、一人ひとりの教職員が適切に相談に応じられるよう、研修を充実させるべきである。

(4) 自殺予防のための組織的対応

ア 組織的対応の必要性

子どもが自ら命を絶つという背景要因には、いじめだけでなく様々な要素が考え得ることからすると、学校側は、子どもからＳＯＳが発せられたときは、学校生活に関係する要因のみならず、家庭的な要因も含めて、子どもの悩みや心配の原因、背景事実を丁寧に探ってゆくことが求められる（第４ 本事案の検証・評価 3 学校・教員の対応について（１）ア）。

教員個人の力だけでは複雑な悩みを抱えた子どもからのＳＯＳに気付き、対処していくには限界がある。きめ細かな対応を進めていくには、多面的な視点が欠かせず、学校におけるさまざまな役割を担った教職員が関わりながら、十分な連携を図ることが必要である。

イ 自殺予防のための校内体制整備

(ア) 自殺予防の視点から既存組織の見直し、活用

学校内に、子どもが悩みや問題を抱えたときに対応するための組織があるのであれば、これらの組織を自殺予防の視点から見直し、活用することが有効である。

①定例会議の活用

本件中学校では、特に不登校や心の問題を抱えている生徒の案件について、教頭を責任者として、スクールカウンセラー、教育相談担当教員、養護教諭が集まって行う会議を月に１回定期的に開催していた。

このように、テーマを設定してそのテーマに関わる知見を有する教職員を構成員とする会議は有用であるから、本件中学校のみならず、他の学校でも実施すべきである。そして、このような会議を、子どもの内心の苦悩に関わ

るあらゆる情報を集約する場として活用すべきである。たとえば、教育相談における相談内容、Q-Uの結果、作文などから、子どもの内心に潜む苦悩やSOSのサインがうかがわれた場合、すべて定例会議に報告する。そして、定例会議の中で、組織的対応が必要な事案かどうか判断し、必要な事案とされたものについては後述の「危機対応チーム」で対応する。

なお、定例会議のメンバーとして、現状のメンバーに加え、社会福祉に関する専門知識を有し、外部の関係機関等との連携を支援することもできるスクールソーシャルワーカーが入ることが望ましい。

②Q-U研修会の活用

本件中学校では、Q-Uを年2回実施しているところ、1回目の集計結果が出た後、教職員全体が参加する研修会を実施していた。この研修会は、講師を招き、教員がQ-Uの読み取り方や考え方等について学ぶ場となっていた。一方、各生徒の結果の共有は、1回目も2回目も、学年ごとに分かれて行われ、回答結果の分析や分析を踏まえた具体的対応については学年の判断に委ねられていた。

各生徒のQ-Uの結果を共有する際は、(2)ア(イ)に記載したように、特に「学級生活不満足群」や、さらにその中でも特に心配な「要支援群」に位置する生徒の具体的な回答を精査、分析する必要がある。

そして、ここで得られた情報を①の定例会議に報告し、定例会議の判断に従い、後述の「危機対応チーム」での具体的対応につなげるべきである。

(イ) 危機対応のための校内体制整備

「危機対応」のための校内体制として、校内に、校長を含む管理職、生徒指導主事（担当者）、教育相談主任（担当者）、学年主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等からなる「危機対応チーム」を組織する。

「危機対応チーム」は、平常時においては、危機管理の体制づくりや危機対応のマニュアルづくりなどを行うことによって危機時に備える。

定例会議で組織的対応が必要と判断された場合、「危機対応チーム」のメンバーに子どもとの関わりが密接である担任教諭や部活動顧問教諭などを加え、情報の共有、役割分担、基本方針の決定などを行う。さらに、誰が子どもや保護者と直接関わるのが適切かを状況に応じて見極め、その人（キーパーソン）を中心として、チームで対応する。

子どもとの個別面談など、具体的対応を通して得られた情報をさらにチームで検討し、状況に応じて、外部機関とも連携することが考えられる。

ウ 情報の記録化・保存・組織的共有と継続的対応

(ア) 議事録の作成、保存、議題化

学年会、定例会議、Q-U研修会、危機対応チーム会議など、会議ごとに議事録を作成し、保存する。

さらに、会議内容を記録化する際、議題としてあがった子どもについて、もれなく次の会議でも経過を追えるように、次回会議の議題として残し、継続的な対応をすべきである。なお、たとえば、Q-U研修会で名前があがった子どもの情報を次の定例会議の議題としてあげられるよう記載するなど、会議をまたいで、情報の継続性を確保することも重要である。

(イ) 個人ファイルの作成、保存

本件生徒は、1学期のうちに教育相談、Q-U、読書感想文によってSOSを出していたが、その情報が時系列で整理されることなく、2学期に至っても、本件生徒の抱える苦悩の深さに気付くことができなかった。そして、教員の誰もが、普段の学校生活の中で本件生徒が元気な様子であったという表面的な情報に引っ張られ、本来であれば「危機対応チーム」を組み、具体的対応をすべき事案であったにもかかわらず、抽象的な見守りを継続するにとどまった。

本件生徒については、すでに述べたように、さまざまなSOSを出していたのであるから、定例会議にて組織的対応が必要と判断されるべきケースに当たるが、そのようなケースにおいては、その子どもを「特に配慮を要する子ども」と位置付け、子どもごとの個人ファイルを作成し、子どもごとに経過を時系列で整理すべきである。そのようにしておけば、本人が話したり書いたりした内容、教員から見た本人の様子等を、教職員の側でリアルタイムに、かつ速やかに把握することができ、当該子どもに関する正確な情報を踏まえてその後の対応方針等を実効的に検討することが可能になる。

2 いじめ対応の視点から

(1) いじめ対策の常設の組織を設置する必要性

法は、学校に対し、いじめがあると思われるときには、速やかにいじめの事実確認を行うことを求め（23条2項）、いじめがあったことが確認されたときは、いじめを受けた子どもやその保護者に対する支援、いじめを行った子どもに対する指導、その保護者に対する助言等の措置を講ずるものとされている（同条3項以下）。このようにいじめの疑いがあるときの事実確認は、その後のすべての対策の前提として位置付けられるものであり、極めて重要である。

すでに指摘したとおり、酒田市いじめ防止基本方針は、「学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。」と定め、本件中学校の「いじめ防止基本方針」も、「いじめが疑われる場合には、

一人で抱え込まず、いじめ防止対策組織（法２２条）への報告・相談を行い、速やかに組織的対応をとる。」「報告、相談を受けた対策組織は、いじめの事実の有無を確認し、外部専門家の協力等も得ながら、被害生徒等への支援や加害生徒等への指導等を行う」等と定めていた。つまり、本件中学校においては、いじめの事実確認からいじめ対策組織において組織的に行うことを宣言していたのであるが、そもそも、いじめ防止対策組織が常設の組織として設置されていなかったという根本的な問題があった。

いじめの組織的対応は、いじめを個々の教職員が抱え込まず、集められた情報に基づいて、多角的視点から、いじめの事実認定や対応方針、役割分担等を決定するというものであり、それを可能にするための常設の組織の設置は、速やかに実施されなければならない。

(2) いじめ防止対策組織（いじめ防止対策委員会）の定例開催の必要性

本件中学校のいじめ防止基本方針では、いじめ防止対策組織（いじめ防止対策委員会）の設置は定められているが、開催の時期については明示されていない。

「いじめが疑われる場合においては、一人で抱え込まず、いじめ防止対策組織への報告・相談を行い、速やかに組織的対応をとる。」と定められているので、「いじめが疑われる場合」に、その都度、緊急的・臨時的に開催するというように読めるが、このような随時の開催の場合、教職員の他の業務の都合もあるので、構成員のうちのごく一部の者のみが参加して会議を開催するということになるのではないかと想定される。もちろん、いじめが疑われる案件が発生したときに、緊急的・臨時的に、集まることができるメンバーで集まり、集団的討議を行うことは必要かつ有用であるが、このような臨時開催だけでは、構成員のメンバーの偏りによって多角的視点が十分に確保されない懸念や、いじめ当事者である子どもの様子を経時的・定期的にもれなく確認してゆくことが疎かになる懸念等がある。

したがって、いじめ防止対策組織の会議を定期的を開催するようにすべきである。

(3) いじめ防止対策組織（常設組織）の構成員について

本件中学校のいじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策委員会」の構成員について、主任会メンバー（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年主任・特別支援学級主任・養護教諭・学校事務職員）、学校配置スクールカウンセラー等教育相談関係者とし、さらに必要に応じてPTA代表、主任民生児童委員、市福祉関係者、児童相談所担当職員等を招聘することとされている。

いじめ防止対策組織における組織的対応によって、事実認定や対応方針の決定において多角的視点が確保され、具体的な対応においても役割分担が可能になるので、構成員の選定のあり方は重要である。

いじめ防止対策組織に提供されるいじめに関する情報は、法2条1項に定める「いじめ」であり、子どもが他の子どもによる行為によって心身の苦痛を感じているというものであるが、その中には、いじめを訴えた子どもに対する支援こそが必要であり、いじめの行為者を特定できず、または、特定できたとしても、それを指導対象にすべきではない、という場合も含まれる。しかし、そのような場合でも、子どもの心が傷ついている、助けを求めているという事実はあるから、その傷つきの事実に着目し、それに対する適切な支援のあり方が検討されなければならないのであって、そのためには、教員のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知見を活かすことが必要不可欠である。

このような観点も踏まえ、いじめ防止対策組織を設置し、稼働させるうえで、学校内職員の専門性を発揮させるためのメンバー構成のあり方を検討すべきである。

たとえば、定例的に開催されるいじめ防止対策組織の会議に常にこれら専門的知見を有する職員の参加を図ることは困難であるという場合でも、特に困難な案件について、個別的な意見聴取の機会を確保したり、オンライン会議の活用により参加を促進するなどの方策がとられることが望ましい。

(4) いじめ防止対策組織の周知について

令和4年12月に改定された生徒指導提要には、「いじめへの対応に当たっては、学校いじめ対策組織を起点として、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが求められます。そのためには、教職員一人一人が、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する義務があることを、改めて認識する必要があります」と記載されている（生徒指導提要125～126頁）。

上記(1)から(3)において、法22条に定めるいじめ防止対策組織を常設のものとして設置するほか、その開催方法やメンバー構成のあり方という観点から述べてきたが、さらに、その上で、学校内の教職員に対してこの組織の存在・役割を周知しておくことが肝要である。

いじめ防止対策組織は、個々の教職員からのいじめに関する具体的な情報が集約され、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も含めた専門的な教職員集団によるいじめ対策の実践の積み重ねによって、その専門性がより高まり、それが、さらに、個々の教職員の日々の活動における対応のあり方の質の向上へと結びつくことになる。そのことを教職員一人一人が常に意識することができるよう、校長、教頭等の管理職がリーダーシップを発揮し、いじめ防止対策組織の周知徹底に努める必要がある。

第6 おわりに

本事案の検証・評価を踏まえ、第5において、同種事案の再発防止に向けた提言を行い、その中には、学校内の組織体制作りのほか、外部機関との連携についても指摘した。子どもが抱えている悩み、苦しみを早期に把握し、適切な援助を提供するためには、子どもの心理面、精神面を丁寧に捉えることができる専門性と、学校内組織における多角的視点の確保が必要であるが、教職員集団の専門性を高める取り組みだけでは十分でなく、学校内に、積極的に、心理・福祉・医療等の専門家の目を入れ、また、必要に応じて速やかに外部との連携を図れるようにしなければならない。

そのような体制作りは、予算の裏付けがなければ実現できないものであるから、個々の学校に任せるのではなく、教育委員会のリーダーシップのもと、地方公共団体全体としての取り組みを期待するものである。

以上